## 市第 161 号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の 基準に関する条例等の一部改正

#### 1 提案理由

令和3年1月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(以下「基準省令」という。)」が公布されました。

これに伴い、関連する本市の条例の一部を改正します。

#### 2 改正が必要な条例

- (1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (平成24年12月横浜市条例第64号) (以下①とする。)
- (2) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第65号)(以下②とする。)
- (3) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 12 月 横浜市条例第 66 号)(以下③とする。)
- (4) 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 12 月 横浜市条例第 67 号)(以下④とする。)
- (5) 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例 第68号)(以下⑤とする。)
- (6) 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市 条例第69号)(以下⑥とする。)
- (7) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等 の一部を改正する条例(平成30年3月横浜市条例第36号)

### 3 改正の概要

国の基準省令で示された次の内容を改正します。なお、改正内容がいずれの条例に含まれるものかは、以下の各項目末尾に記載した①~⑥で示しています。

#### (1) 感染症対策、非常災害対策、業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう、日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について見直しを行います。

	項目	対象サービス	内容
ア	感染症や食中毒	療養介護、生活介護、	感染症や、食中毒の予防とまん延の防止等
	の予防の対策の	短期入所、施設入所支援、	に関する取組の徹底を求める観点から、
	強化	共同生活援助、自立訓練、	委員会の開催、指針の整備、研修の実施等
		就労移行支援、就労継続支	に加え、訓練の実施を義務付け(※経過措
		援A型・B型、福祉型障害	置3年)【①~④、⑥】

		児入所施設(経過的障害者	
		入所施設)、地域活動支援	
		センター	
イ	感染症対策の	居宅介護、重度訪問介護、	感染症の予防やまん延の防止等に関する
	強化	同行援護、行動援護、	委員会の開催、指針の整備、研修の実施等
		重度障害者等包括支援、	に加え、訓練の実施を義務付け(※経過措
		就労定着支援、	置3年)【①、⑤】
		自立生活援助、福祉ホーム	
ウ	非常災害対策の	療養介護、生活介護、	非常災害対策が求められる事業者を対象
	強化	短期入所、施設入所支援、	に、訓練の実施に当たって、地域住民の
		共同生活援助、自立訓練、	参加が得られるよう連携に努めなければ
		就労移行支援、就労継続支	ならないことを規定
		援A型・B型、福祉型障害	
		児入所施設(経過的障害者	
		入所施設)、地域活動支援	
		センター、福祉ホーム	
工	業務継続に向け	全サービス	業務継続に向けた計画等の策定、研修の
	た取組の強化		実施、訓練の実施等を義務付け(※経過措
			置3年)
			[①~⑥]

### (2) 虐待防止対策の強化【①~⑥】

障害者虐待防止の更なる推進のため、以下を義務化します。(※経過措置1年)

	項目	現行	改定
ア	従業者への研修実施	努力義務	義務化
イ	虐待防止委員会の設置と委員会の検討結果の従業者へ の周知徹底		義務化
ウ	虐待の防止等のための責任者の設置	努力義務	義務化

### (3) ハラスメント対策の強化【①~⑥】

障害福祉の現場において、安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整える観点から、全ての障害福祉サービス事業者において、適切な就業環境維持(ハラスメント対策)を求めることとします。

### (4) 身体拘束等の適正化

「身体拘束等の禁止と記録の義務付け」について、居宅介護等訪問系のサービスも対象とします。

また、身体拘束等の適正化のための対策を、計画相談等相談支援系サービスを除い た全てのサービスに義務付けます。 (1年の経過措置あり)

	項目	対象サービス	内容
ア	身体拘束の禁止と	居宅介護、重度訪問介護	緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束
	記録の義務付け	同行援護、行動援護、	等を行ってはならないものとします。
		重度障害者等包括支援	緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合
		【対象サービスの拡大】	は、その態様等の記録を義務付け【①】
1	身体拘束等の適正化	居宅介護、重度訪問介護、	身体拘束等の適正化のため、その対策
	対策の強化	同行援護、行動援護、	を検討する委員会の開催や、指針の
		重度障害者等包括支援、	整備、研修の実施等の措置を義務付け
		療養介護、生活介護、	[①~③、⑥]
		短期入所、施設入所支援、	
		共同生活援助、自立訓練、	
		就労移行支援、	
		就労継続支援A型・B型、	
		福祉型障害児入所施設	
		(経過的障害者入所施設)	

## (5) I C T の活用

感染症対策や業務の効率化の観点から、テレビ電話等を活用した会議の開催を 可とします。

	項目	対象サービス	内容
ア	感染症や食中毒の予	療養介護、生活介護、	感染症や食中毒の予防及びまん延の
	防及び虐待防止のた	短期入所、施設入所支援、	防止のための対策を検討する委員会
	めの対策検討委員会	共同生活援助、自立訓練、	や虐待防止のための対策を検討する
		就労移行支援、就労継続支	委員会について、テレビ電話等を活
		援A型・B型、福祉型障害	用した会議等の開催を可
		児入所施設(経過的障害者	[①~④、⑥]
		入所施設)、地域活動支援	
		センター	
1	感染症とその予防及	居宅介護、重度訪問介護、	感染症の予防及びまん延の防止のた
	び虐待防止のための	同行援護、行動援護、	めの対策を検討する委員会や虐待防
	対策検討委員会	重度障害者等包括支援、	止のための対策を検討する委員会に
		就労定着支援、	ついて、テレビ電話等を活用した会
		自立生活援助、福祉ホーム	議等の開催を可【①、⑤】
ウ	身体拘束等の適正化	居宅介護、重度訪問介護、	身体拘束等の適正化のための対策を
	のための対策検討委	同行援護、行動援護、	検討する委員会について、テレビ電
	員会	重度障害者等包括支援、	話等を活用した会議等の開催を可
		療養介護、生活介護、	[①~③、⑥]
		短期入所、施設入所支援、	
		共同生活援助、自立訓練、	
		就労移行支援、	

		就労継続支援A型・B型、	
		福祉型障害児入所施設	
		(経過的障害者入所施設)	
エ	支援計画等の作成の	療養介護、生活介護、	支援計画等の作成のための会議につ
	ための会議	施設入所支援、	いて、感染防止や多職種連携の促
		共同生活援助、	進、業務効率化の観点から、テレビ
		自立生活援助、自立訓練、	電話等を活用した会議等の開催を可
		就労移行支援、	[①~③、⑥]
		就労継続支援A型・B型、	
		就労定着支援、	
		福祉型障害児入所施設	
		(経過的障害者入所施設)	

## (6) 効果的な就労支援に向けた取組の強化

就労支援等のサービス事業者は、通常の事業所に新たに雇用された利用者が、就 労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整の義務付け や、対面での支援における要件の緩和など、以下の取組を強化します。

	項目	対象サービス	内容
ア	就労定着支援との連	就労移行支援	通常の事業所に新たに雇用された
	絡調整の義務化		利用者が就労定着支援の利用を希望
			する場合、就労定着支援事業者との
			連絡調整を義務付け【①~③、⑥】
1	就労定着支援との連	生活介護、自立訓練、	通常の事業所に新たに雇用された
	絡調整の強化	就労継続支援A型・B型	利用者が就労定着支援の利用を希望
			する場合、就労定着支援事業者との
			連絡調整に努めなければならないこ
			とを規定【①~③、⑥】
ウ	就労支援員の常勤要	就労移行支援	就労移行支援における就労支援員の
	件の廃止		うち、一人以上は常勤としていた要
			件を廃止し、常勤換算(※)による
			配置を可【①~③、⑥】
			※常勤換算:常勤1名分の枠に、複数
			の兼務支援員が配置されること
エ	「対面での支援」に	就労定着支援	利用者に対する相談等の支援につい
	おける「対面」要件		て、感染防止の観点及び障害者本人
	の緩和		の希望や障害特性を踏まえ、「対面
			での支援」における「対面」要件を
			緩和し、テレビ電話等の利用その他
			の対面に相当する方法によることを
			可【①】

オ	自己評価と公表につ	就労継続支援A型	厚生労働大臣が定める事項について
	いて		スコア方式による自己評価を行い、
			その結果の公表を義務付け【①、③】

### (7) 重要事項の備え置きを可能とする取扱い【①、②】

利用者の利便性の向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形(ファイル等)で備え置くこと等を可能とします。

# (8) 指定共同生活援助において、個人単位で居宅介護等を対応する場合の特例の3年 延長【①】

共同生活援助 (グループホーム) においては、ホームの生活支援員による支援が原則ですが、重度の障害者に対する介護について、一時的に職員の加配が必要な場合があるため、令和3年3月末までの特例として居宅介護 (ホームヘルプ) 等の提供が受けられることになっています。

この特例の期間を令和6年3月末までに延長します。

### (9) 障害者支援施設・福祉型障害児入所施設の一体的な運用の期限の設定【②】

福祉型障害児入所施設の入所中に 18 歳を迎えた障害者は、原則として障害者支援施設(18 歳以上の障害者の入所施設)や地域に移行することとされています。

この移行に努めていますが、これが困難な方もいるため、福祉型障害児入所施設への継続的な入所を令和3年3月末まで特例として認めている運用を、令和4年3月末までとします。

#### 4 施行予定日

令和3年4月1日(基準省令の施行日と同日)

# 改正内容項目一覧

- (1)横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(①)
- (3)横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(③) ※下線部改正箇所

	項目	改正の趣旨	 改正後の条文(要約)
1	感染症及び食中毒対	感染症及び食中毒の予防及びま	事業者は、 <u>当該事業所</u> において感染
	策の強化	ん延の防止等に関する取組の徹	症及び食中毒が発生し、 <u>及び</u> まん延
		底を求める観点から委員会の開	しないように、次に掲げる措置を講
	【①指定基準:第73	催、指針の整備、研修の実施及	   じなければならない。
	条第2項、第92条第	び訓練の実施を義務づける。	(1)当該事業所における感染症及び
	2項】	【新設】(※経過措置3年)	食中毒の予防及びまん延の防止のた
	【③最低基準:第 27		   めの対策を検討する委員会(テレビ
	条第2項、第48条第		電話装置等を活用して行うことがで
	2項】		きるものとする。)を定期的に開催
			するとともに、その結果について、
			従業者に周知徹底を図ること。
			(2)当該事業所における感染症及び
			食中毒の予防及びまん延の防止のた
			めの指針を整備すること。
			(3)当該事業所において、従業者に
			対し、感染症及び食中毒の予防及び
			まん延の防止のための研修並びに感
			染症の予防及びまん延の防止のため
			の訓練を定期的に実施すること。
2	感染症対策の強化	感染症の予防及びまん延の防止	事業者は、当該事業所において感染
	【①指定基準:第 35	のための、委員会の開催、指針	症が発生し、及びまん延しないよう
	条第3項】	の整備、研修の実施等に加え、	に、次に掲げる措置を講じなければ
		訓練(シミュレーション)の実	<u>ならない。</u>
		施を義務付ける。	<u>(1)</u> 当該事業所における感染症の
		【新設】(※経過措置3年)	予防及びまん延の防止のための対
			策を検討する委員会(テレビ電話
			<u>装置その他の情報通信機器(以下</u>
			「テレビ電話装置等」という。)
			<u>を活用して行うことができるもの</u>
			とする。)を定期的に開催すると
			ともに、その結果について、従業
			者に周知徹底を図ること。
			<u>(2)</u> <u>当該事業所における感染症の</u>
			予防及びまん延の防止のための指
	_		針を整備すること。

	項目	改正の趣旨	改正後の条文(要約)
3	非常災害対策の強化 【①指定基準:第 72	非常災害対策が求められる事業 者を対象に、訓練の実施に当た	(3) 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得
	条第3項】 【③最低基準:第8 条第3項】	って、地域住民との連携に努め なければならないことを既定。 【新設】	られるよう連携に努めなければなら ない。
4	業務継続に向けた取 組の強化 【①指定基準:第34 条の2】 【③最低基準:第25 条の2】	業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付ける。 【新設】(※経過措置3年)	事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
5	虐待防止対策の強化 【①指定基準:第3 条第3項、第41条の 2】 【③最低基準:第3 条第3項、第32条の 2】	障害者虐待防止の更なる推進のため、以下の取組を義務付ける。 (1)従業者への研修の実施 (2)虐待防止委員会の設置と委員会の検討結果の従業者への周知徹底【新設】 (3)責任者の設置 (※経過措置1年)	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (3)前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
6	ハラスメント対策の 強化【①指定基準: 第 34 条第 4 項、第 70 条第 4 項、第 200 条第 6 項、第 201 条 の 11 第 5 項】 【③最低基準:第 25 条第 4 項】	適切な就業環境維持(ハラスメント対策)を義務付ける。 【新設】	事業者は、適切なサービスの提供を 確保する観点から、職場において行 われる性的な言動又は優越的な関係 を背景とした言動であって業務上必 要かつ相当な範囲を超えたものによ り従業者の就業環境が害されること を防止するための方針の明確化その 他の等の必要な措置を講じなければ ならない。
7	身体拘束等の適正化 【①指定基準:第 36条の2第1項第2 項】 【③最低基準:第28 条第3項】	1 サービスの提供に当たって、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとする。 2 また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等の記録を義務付ける。 【訪問系も対象】 (※経過措置1年)	事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。 2事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
		3 身体拘束等の適正化対策の ための委員会の開催、指針の整 備、研修の実施等の措置を義務 付ける。 【全サービス】【新設】 (※経過措置1年)	3事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)身体拘束等の適正化のため指針を整備すること。 (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
8	ICT の活用:	感染症や食中毒の予防及びまん	事業所における感染症及び食中毒の
	感染症や食中毒の予	延の防止のための対策を検討す	予防及びまん延の防止のための対策
	防及び虐待防止のた	る委員会や虐待防止のための対	を検討する委員会(テレビ電話装置
	めの対策検討委員会	策を検討する委員会について、	その他の情報通信機器(以下「テレ
	【①指定基準:	テレビ電話等を活用した会議等	ビ電話装置等」という。)を活用し
	第 73 条第 2 項(1)、	の開催を可とする。	て行うことができるものとする。)
	第 92 条第 2 項(1)】	【新設】【訪問系以外】	を定期的に開催するとともに、その
	【③最低基準:	【再掲】	結果について、従業者に周知徹底を
	第 27 条第 2 項(1)、		図 <u>ること。</u>
	第 32 条の 2 (1)、		
	第 48 条第 2 項(1)】		
9	ICT の活用:	感染症の予防及びまん延の防止	事業所における感染症の予防及びま
	感染症の予防やまん	のための対策を検討する委員会	ん延の防止のための対策を検討する
	延防止及び	や虐待防止のための対策を検討	委員会(テレビ電話装置その他の情
	虐待防止のための対	する委員会について、テレビ電	報通信機器(以下「テレビ電話装置
	策検討委員会 	話等を活用した会議等の開催を	等」という。)を活用して行うこと
	【①指定基準:	可とする。	ができるものとする。)を定期的に
	第 35 条第 3 項(1)、	【新設】【訪問系のみ】	開催するとともに、その結果につい
	第 41 条の 2 (1)】	【再掲】	て、従業者に周知徹底を図ること。
10	ICT の活用:	身体拘束等の適正化のための対	身体拘束等の適正化のための対策を
	身体拘束等の適正化	策を検討する委員会について、	検討する委員会(テレビ電話装置等
	のための対策検討委	テレビ電話等を活用した会議等	を活用して行うことができるものと
	員会【①指定基準:	の開催を可とする。	する。)を定期的に開催するととも
	第36条の2第3項	【新設】【再掲】	に、その結果について、従業者に
	(1)]		周知徹底を図ること。
	【③最低基準:		
	第 28 条第 3 項(1)】		
11	ICT の活用:	支援計画等の作成のための会議	サービス管理責任者は、支援計画等
	支援計画等の作成の	について、感染防止や多職種連	の作成に係る会議(利用者に対する
	ための会議	携の促進の観点から、テレビ電	サービスの提供に当たる担当者等を
	【①指定基準:	話等を活用した会議等の開催を	招集して行う会議を <u>いい、テレビ電</u>
	第 60 条第 5 項】	可とする。	話装置等を活用して行うことができ
	【③最低基準:	新設】	るものとする。) を開催し、前項の
	第 17 条第 5 項】		支援計画等の原案の内容について
			意見を求めるものとする。
12	就労定着支援との連	就労移行支援事業者において、	指定就労移行支援事業者は、利用者
	絡調整の義務化	通常の事業所に新たに雇用され	が、指定就労定着支援の利用を希望
	【①指定基準:	た利用者が就労定着支援の利用	する場合には、支援が終了した日以
	第 170 条第 2 項】	を希望する場合、就労定着支援	後速やかに当該指定就労定着支援を
	【③最低基準:	事業者との連絡調整を義務付け	受けられるよう、指定就労定着支援
	第 67 条第 2 項】	る。【新設】	

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
			事業者との連絡調整を行わなければ
			ならない。
14	就労定着支援との 連絡調整の強化 【①指定基準: 第87条の2第2項、 第183条第2項】 【③最低基準: 第44条の2、 第82条第2項】 就労支援員の常勤要 件の廃止 【①指定基準: 第163条第5項】 【③最低基準: 第63条第6項】	通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。     就労移行支援における就労支援員は一人以上を常勤とする要件を廃止	事業者は、当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。 【削除】
15	「対面での支援」に おける対面要件の緩和 【①指定基準: 第 194 条の 8 第 2 項】	就労定着支援において、利用者に対する相談等の支援について、「対面での支援」における「対面」要件を緩和し、テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法によることを可とする。	指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。
16	自己評価と公表の義 務化 【①指定基準: 第 184 条の3】 【③最低基準: 第 71 条の3】	就労継続支援A型事業所について、厚生労働大臣が定める事項についてスコア方式による自己評価を行い、その結果の公表を義務付けます。【新設】	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

	項目	改正の趣旨	改正後の条文(要約)
17	重要事項の備え置き	利用者の利便性の向上等の観点か	事業者は、前項に規定する重要事項
	を可能とする取扱い	ら、運営規程等の重要事項につ	を記載した書面を当該指定居宅介護
	【①指定基準:	いて、事業所での掲示だけでな	事業所に備え付け、かつ、これをい
	第 36 条第 2 項、	く、事業所に閲覧可能な形(フ	つでも関係者に自由に閲覧させるこ
	第74条第2項、	ァイル等)で備え置くこと等を	とにより、同項の規定による掲示に
	第 94 条第 2 項】	可とする。	代えることができる。
		【新設】	
18	共同生活援助	指定共同生活援助において、個	指定共同生活援助事業所又は日中サ
	【①指定基準:	人単位で居宅介護等の対応をす	ービス支援型指定共同生活援助事業
	附則第6項、第7	る場合の特例を3年延長する。	所の利用者のうち、重度訪問介護、
	項】		同行援護又は行動援護に係る支給決
			定を受けることができる者であっ
			て、区分省令第1条第5号の区分
			4、同条第6号の区分5又は同条第
			7号の区分6に該当するものが、共
			同生活住居内において当該指定共同
			生活援助事業所又は日中サービス支
			援型指定共同生活援助事業所の従業
			者以外の者による居宅介護又は重度
			訪問介護の利用を希望する場合につ
			いては、 <u>令和6年3月31日</u> までの
			間、当該利用者について、第199条
			第3項及び第200条の12第4項の
			規定は、適用しない。

- (2)横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(②指定基準)
- (6) 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(⑥最低基準)

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
1	感染症及び食中毒対	感染症及び食中毒の予防や、	障害者支援施設等は、当該施設に
	策の強化	まん延の防止等に関する取組の	おいて感染症及び食中毒が発生し、
	【②指定基準:第50	徹底を求める観点から、委員会	<u>及び</u> まん延しないように <u>、次に掲げ</u>
	条第2項】	の開催、指針の整備、研修の実	<u>る措置を講じなければ</u> ならない。
	【⑥最低基準:第39	施等に加え、訓練(シミュレー	(1) 当該施設における感染症及び食
	条第2項】	ション)の実施を義務付ける。	中毒の予防及びまん延の防止のた
		【新設】(※経過措置3年)	めの対策を検討する委員会(テレ
			ビ電話装置等を活用して行うこと
			ができるものとする。)を定期的
			に開催するとともに、その結果に
			ついて、従業者に周知徹底を図る
			<u>こと。</u>
			(2) 当該施設における感染症及び食
			<u>中毒の予防及びまん延の防止のた</u>
			めの指針を整備すること。
			(3) 当該施設において、従業者に対
			し、感染症及び食中毒の予防及び
			まん延の防止のための研修並びに
			<u>感染症の予防及びまん延の防止の</u>
			ための訓練を定期的に実施するこ
			<u> と。</u>
2	非常災害対策の強化	訓練の実施に当たって、地域	障害者支援施設等は、前項に規定
	【②指定基準:第49	住民との連携に努めなければな	する訓練の実施に当たって、地域住
	条第3項】	らないことを規定。	民の参加が得られるよう連携に努め
	【⑥最低基準:第7	【新設】	<u>なければならない。</u>
	条第3項】		
3	業務継続に向けた取	業務継続に向けた計画等の策	障害者支援施設等は、感染症、非
	組の強化	定、研修の実施、訓練(シミュ	常災害等の発生時において、利用者
	【②指定基準:第47	レーション)の実施等を義務付	<u>に対する指定サービスの提供を継続</u>
	条の2】	ける。	的に実施するため及び非常時の体制
	【⑥最低基準:第37	【新設】(※経過措置3年)	で早期の業務再開を図るための計画
	条の2】		<u>(以下「業務継続計画」という。)</u>
			を策定し、当該業務継続計画に従い
			<u>必要な措置を講じなければならな</u>
			<u>v.</u>
			2 障害者支援施設等は、従業者に
			対し、業務継続計画について周知

	項目	改正の趣旨	改正後の条文(要約)
			するとともに、必要な研修及び訓
			練を定期的に実施しなければなら
			ない。_
			3 障害者支援施設等は、定期的に
			業務継続計画の見直しを行い、必
			要に応じてその変更を行うものと
			<u>する。</u>
4	虐待防止対策の強化	障害者虐待防止の更なる推進	障害者支援施設等は、虐待の発生
	【②指定基準:第3	のため、以下の取組を義務付け	又はその再発を防止するため、次に
	条第3項、第59条の	る。	掲げる措置を講じなければならな
	2]	(1) 従業者への研修の実施	<u>v.</u>
	【⑥最低基準:第3	(2) 虐待防止委員会の設置と委	(1) 当該施設における虐待の防止の
	条第3項、第45条の	員会の検討結果の従業者への	ための対策を検討する委員会(テ
	2]	周知徹底【新設】	レビ電話装置等を活用して行うこ
		(3) 責任者の設置	とができるものとする。) を定期
		(※経過措置1年)	的に開催するとともに、その結果
			について、従業者に周知徹底を図
			<u>ること。</u>
			(2) 当該施設において、従業者に対
			し、虐待の防止のための研修を定
			期的に実施すること。
			(3) 前2号に掲げる措置を適切に実
			施するための担当者を置くこと。
5	ハラスメント対策の	適切な就業環境維持(ハラス	障害者支援施設等は、適切なサー
	強化	メント対策)を義務付ける。	ビスの提供を確保する観点から、職
	【②指定基準:第47	【新設】	場において行われる性的な言動又は
	条第4項】		優越的な関係を背景とした言動であ
	【⑥最低基準:第37		って業務上必要かつ相当な範囲を超
	条第4項】		えたものにより従業者の就業環境が
			害されることを防止するための方針
			の明確化その他の等の必要な措置を
			講じなければならない。
6	身体拘束等の適正化	身体拘束等の適正化対策のた	障害者支援施設等は、身体拘束等
	対策の強化	めの委員会の開催、指針の整	の適正化を図るため、次に掲げる措
	【②指定基準:第53	備、研修の実施等の措置を義務	置を講じなければならない。
	条第3項】	付ける。【新設】(※経過措置 1	(1) 身体拘束等の適正化のための対
	【⑥最低基準:第41	年)	策を検討する委員会(テレビ電話
	条第3項】		装置等を活用して行うことができ
			るものとする。) を定期的に開催
			するとともに、その結果につい

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
			て、従業者に周知徹底を図るこ
			<u>と。</u>
			(2) 身体拘束等の適正化のための指
			針を整備すること。
			(3) 従業者に対し、身体拘束等の適
			正化のための研修を定期的に実施
			<u>すること。</u>
7	ICTの活用:	感染症や食中毒の予防及びま	(1) 当該施設における感染症の予防
	感染症や食中毒の予	ん延の防止のための対策を検討	<u>及びまん延の防止のための対策を</u>
	防及び虐待防止のた	する委員会や虐待防止のための	検討する委員会(テレビ電話装置
	めの対策検討委員会	対策を検討する委員会につい	その他の情報通信機器(以下「テ
	【②指定基準:第50	て、テレビ電話等を活用した会	レビ電話装置等」という。)を活
	条第2項(1)、第59条	議等の開催を可とする。	<u>用して行うことができるものとす</u>
	の2(1)】	【新設】【再掲】	<u>る。)を定期的に開催するととも</u>
	【⑥最低基準:第39		<u>に、その結果について、従業者に</u>
	条第2項(1)、第45条		周知徹底を図ること。
	の 2 (1) 】		
8	ICTの活用:	身体拘束等の適正化のための	身体拘束等の適正化のための対策
	身体拘束等の適正化	対策を検討する委員会につい	を検討する委員会(テレビ電話装置
	のための対策検討委	て、テレビ電話等を活用した会	等を活用して行うことができるもの
	員会	議等の開催を可とする。	とする。)を定期的に開催するとと
	【②指定基準:第53	【新設】【再掲】	もに、その結果について、従業者に
	条第3項(1)】		周知徹底を図ること。
	【⑥最低基準:第41		
	条第3項(1)】		
9	ICTの活用:	支援計画等の作成のための会	サービス管理責任者は、施設障害
	支援計画等の作成の	議について、感染防止や多職種	福祉サービス計画の作成に係る会議
	ための会議	連携の促進の観点から、テレビ	(利用者に対するサービス等の提供
	【②指定基準:第27	電話等を活用した会議等の開催	に当たる担当者等を招集して行う会
	条第5項】	を可とする。	議をいい、テレビ電話装置等を活用
	【⑥最低基準:第19	【新設】	して行うことができるものとす
	条第5項】		<u>る</u> 。)を開催し、前項の療養介護計
			画の原案の内容について意見を求め
			るものとする。
10	就労定着支援との連	就労移行支援において、通常	指定障害者支援施設等は、就労移
	絡調整の義務化	の事業所に新たに雇用された利	行支援の提供に当たっては、利用者
	【②指定基準:第36	用者が就労定着支援の利用を希	が、指定就労定着支援の利用を希望
	条第3項】	望する場合、就労定着支援事業	する場合には、支援が終了した日以
	【⑥最低基準:第28	所との連絡調整を義務付ける。	後速やかに当該指定就労定着支援を
	条第3項】	【新設】	受けられるよう、指定就労定着支援

	項目	改正の趣旨	改正後の条文(要約)
			事業者との連絡調整を行わなければ
			<u>ならない。</u>
11	就労定着支援との	通常の事業所に新たに雇用さ	指定障害者支援施設等は、就労継
	連絡調整の強化	れた利用者が就労定着支援の利	続支援B型の提供に当たっては、利
	【②指定基準:第36	用を希望する場合、就労定着支	用者が、指定就労定着支援の利用を
	条第4項、附則第25	援障害者支援施設等との連絡調	希望する場合には、支援が終了した
	項】	整に努めなければならないもの	日以後速やかに当該指定就労定着支
	【⑥最低基準:第28	とする。就労継続支援A型にお	援を受けられるよう、指定就労定着
	条第4項、附則第25	いてもこれに準ずる取り扱いと	支援事業者との連絡調整に努めなけ
	項】	する。	<u>ればならない。</u>
12	就労支援員の常勤要	就労移行支援における就労支	【削除】
	件の廃止	援員は一人以上を常勤とする要	
	【②指定基準:第5	件を廃止	
	条(4)】		
	【⑥最低基準:第11		
	条(5)】		
13	重要事項の備え置き	利用者の利便性の向上等の観点	指定居宅介護障害者支援施設等
	を可能とする取扱い	から、運営規程等の重要事項につ	は、前項に規定する重要事項を記載
	【②指定基準:第52	いて、施設での掲示だけでなく、	した書面を当該指定居宅介護施設に
	条第2項】	施設に閲覧可能な形(ファイル	備え付け、かつ、これをいつでも関
		等)で備え置くこと等を可とす	係者に自由に閲覧させることによ
		る。	り、同項の規定による掲示に代える
		【新設】	<u>ことができる。</u>
14	障害者支援施設・福	福祉型障害児入所施設に係る人員	2 この条例の施行の際現に第2条
	祉型障害児入所施設	基準を満たすことをもって、指定	の規定による改正前の横浜市指定
	の一体的な運営の特	障害者支援施設の人員・設備基準	障害者支援施設等の人員、設備、
	例	を満たしているとみなす特例につ	運営等の基準に関する条例第6条
	【②指定基準:附則	いて、令和4年3月31日までは従	及び第10条の規定の適用を受けて
	(平成30年3月横浜	前どおり運営できるものとする。	いる指定障害者支援施設(障害者
	市条例第36号)第2		の日常生活及び社会生活を総合的
	項】		に支援するための法律(平成17年
			法律第123号)第29条第1項の指
			定障害者支援施設をいう。)につ
			いては、横浜市指定障害者支援施
			設等の人員、設備、運営等の基準
			に関する条例第5条及び第9条の
			規定にかかわらず、 <u>令和4年3月</u>
			31日までの間は、なお従前の例に
			よる

	1石口	みての物じ	※ 「線部以止固)
	項目	改正の趣旨	改正後の条文(要約)
1	感染症及び食中毒対	感染症及び食中毒の予防や、	地域活動支援センターは、当該地
	策の強化	まん延の防止等に関する取組の	域活動支援センターにおいて感染症
	【④:第15条第2	徹底を求める観点から、委員会	及び食中毒が発生し、 <u>及び</u> まん延し
	項】	の開催、指針の整備、研修の実	ないように、 <u>次に掲げる措置を講じ</u>
		施等に加え、訓練(シミュレー	<u>なければ</u> ならない。
		ション)の実施を義務付ける。	(1) 当該地域活動支援センターにお
		(※経過措置3年)	ける感染症及び食中毒の予防及び
			まん延の防止のための対策を検討
			する委員会(テレビ電話装置その
			他の情報通信機器(以下「テレビ
			電話装置等」という。) を活用し
			<u>て行うことができるものとす</u>
			る。)を定期的に開催するととも
			<u>に、その結果について、職員に周</u>
			知徹底を図ること。
			(2) 当該地域活動支援センターにお
			ける感染症及び食中毒の予防及び
			まん延の防止のための指針を整備
			<u>すること。</u>
			(3) 当該地域活動支援センターにお
			いて、職員に対し、感染症及び食
			中毒の予防及びまん延の防止のた
			めの研修並びに感染症の予防及び
			まん延の防止のための訓練を定期
			的に実施すること。
2	非常災害対策の強化	訓練の実施に当たって、地域	地域活動支援センターは、前項に
	【④:第4条第3	住民との連携に努めなければな	規定する訓練の実施に当たって、地
	項】	らないことを規定。	域住民の参加が得られるよう連携に
		【新設】	努めなければならない。
3	業務継続に向けた取	業務継続に向けた計画等の策	地域活動支援センターは、感染
	り組みの強化	定、研修の実施、訓練(シミュ	症、非常災害等の発生時において、
	【④:第14条の2】	レーション)の実施等を義務付	利用者に対する指定サービスの提供
		ける。	を継続的に実施するため及び非常時
		【新設】(※経過措置3年)	の体制で早期の業務再開を図るため
			の計画(以下「業務継続計画」とい
			う。)を策定し、当該業務継続計画
			に従い必要な措置を講じなければな
			<u>らない。</u>
-	•		

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
			2 地域活動支援センターは、従業
			者に対し、業務継続計画について
			周知するとともに、必要な研修及
			び訓練を定期的に実施しなければ
			ならない。
			3 地域活動支援センターは、定期
			的に業務継続計画の見直しを行
			い、必要に応じてその変更を行う
			<u>ものとする。</u>
4	虐待防止対策の強化	障害者虐待防止の更なる推進	地域活動支援センターは、虐待の
	【④:第2条第4	のため、以下の取組を義務付け	発生又はその再発を防止するため、
	項、第18条の2】	る。	次に掲げる措置を講じなければなら
		(1) 従業者への研修の実施	<u>ない。</u>
		(2) 虐待防止委員会の設置と委	(1) 当該施設における虐待の防止の
		員会の検討結果の従業者への	ための対策を検討する委員会(テ
		周知徹底【新設】	レビ電話装置等を活用して行うこ
		(3) 責任者の設置	とができるものとする。) を定期
		(※経過措置1年)	的に開催するとともに、その結果
			について、従業者に周知徹底を図
			<u>ること。</u>
			(2) 当該施設において、従業者に対
			し、虐待の防止のための研修を定
			期的に実施すること。
			(3) 前2号に掲げる措置を適切に実
			施するための担当者を置くこと。
5	ハラスメント対策の	適切な就業環境維持(ハラス	地域活動支援センターは、利用者
	強化	メント対策等)を義務付ける。	に対し、適切なサービスを提供でき
	【④:第13条の2第	【新設】	るよう、職員の勤務の体制を定めて
	4項】		<u>おかなければならない。</u>
			4 地域活動支援センターは、適切
			なサービスの提供を確保する観点
			から、職場において行われる性的
			な言動又は優越的な関係を背景と
			した言動であって業務上必要かつ
			相当な範囲を超えたものにより職
			<u>員の就業環境が害されることを防</u>
			止するための方針の明確化その他
			<u>の必要な措置を講じなければなら</u>
			<u>ない。</u>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文(要約)
6	ICTの活用:	感染症や食中毒の予防及びま	<u>感染症及び食中毒の予防及びまん</u>
	感染症や食中毒の予	ん延の防止のための対策を検討	延の防止のための対策を検討する委
	防及び虐待防止のた	する委員会や虐待防止のための	員会(テレビ電話装置その他の情報
	めの対策検討委員会	対策を検討する委員会につい	通信機器(以下「テレビ電話装置
	【④:第15条第2項	て、テレビ電話等を活用した会	等」という。)を活用して行うこと
	(1)、第18条の2	議等の開催を可とする。	ができるものとする。)を定期的に
	(1) ]	【新設】【再掲】	開催するとともに、その結果につい
			て、従業者に周知徹底を図ること。

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
1	感染症対策の強化	感染症の予防や、まん延の防	福祉ホームは、当該福祉ホームに
	【⑤:第13条第2	止等に関する取組の徹底を求め	おいて感染症が発生し、 <u>及び</u> まん延
	項】	る観点から、委員会の開催、指	しないように、 <u>次に掲げる措置を講</u>
		針の整備、研修の実施等に加	<u>じなければ</u> ならない。
		え、訓練(シミュレーション)	<u>(1)</u> 当該福祉ホームにおける感染
		の実施を義務付ける。	症予防及びまん延の防止のため
		(※経過措置3年)	の対策を検討する委員会(テレ
			ビ電話装置その他の情報通信機
			器(以下「テレビ電話装置等」
			という。) を活用して行うこと
			ができるものとする。) を定期
			的に開催するとともに、その結
			果について、職員に周知徹底を
			<u>図ること。</u>
			<u>(2)</u> 当該福祉ホームにおける感染
			<u>症の予防及びまん延の防止のた</u>
			めの指針を整備すること。_
			(3) 当該地福祉ホームにおいて、職
			<u>員に対し、感染症の予防及びまん</u>
			延の防止のための研修並びに感染
			症の予防及びまん延の防止のため
			の訓練を定期的に実施すること。
2	非常災害対策の強化	訓練の実施に当たって、地域	福祉ホームは、前項に規定する訓
	【⑤:第5条第3	住民との連携に努めなければな	練の実施に当たって、地域住民の参
	項】	らないことを規定。	加が得られるよう連携に努めなけれ
		【新設】	<u>ばならない。</u>
3	業務継続に向けた取	業務継続に向けた計画等の策	福祉ホームは、感染症、非常災害
	り組みの強化	定、研修の実施、訓練(シミュ	等の発生時において、利用者に対す
	【⑤:第12条の2】	レーション)の実施等を義務付	る指定サービスの提供を継続的に実
		ける。	施するため及び非常時の体制で早期
		【新設】(※経過措置3年)	の業務再開を図るための計画(以下
			「業務継続計画」という。)を策定
			し、当該業務継続計画に従い必要な
			措置を講じなければならない。
			2 福祉ホームは、従業者に対し、
			業務継続計画について周知すると
			ともに、必要な研修及び訓練を定
			期的に実施しなければならない。

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
			3 福祉ホームは、定期的に業務継
			続計画の見直しを行い、必要に応
			じてその変更を行うものとする。
4	虐待防止対策の強化	障害者虐待防止の更なる推進の	福祉ホームは、虐待の発生又はそ
	【⑤:第2条第4	ため、以下の取組を義務付け	の再発を防止するため、次に掲げる
	項、第16条の2】	る。	措置を講じなければならない。
		(1) 従業者への研修の実施	(1) 当該福祉ホームにおける虐待の
		(2) 虐待防止委員会の設置と委	<u>防止のための対策を検討する委員</u>
		員会の検討結果の従業者への	会(テレビ電話装置等を活用して
		周知徹底【新設】	<u>行うことができるものとする。)</u>
		(3) 責任者の設置	を定期的に開催するとともに、そ
		(※経過措置1年)	の結果について、従業者に周知徹
			底を図ること。
			<u>(2)</u> 当該福祉ホームにおいて、従業
			者に対し、虐待の防止のための研
			修を定期的に実施すること。
			(3) 前2号に掲げる措置を適切に実
			施するための担当者を置くこと。
5	ハラスメント対策の	適切な就業環境維持(ハラス	福祉ホームは、利用者に対し、適
	強化	メント対策等)を義務付ける。	切なサービスを提供できるよう、職
	【⑤:第11条の2第	【新設】	員の勤務の体制を定めておかなけれ
	4項】		<u>ばならない。</u>
			4 福祉ホームは、適切なサービス
			の提供を確保する観点から、職場
			において行われる性的な言動又は
			優越的な関係を背景とした言動で
			あって業務上必要かつ相当な範囲
			<u>を超えたものにより職員の就業環</u>
			境が害されることを防止するため
			の方針の明確化その他の必要な措
			置を講じなければならない。
6	ICTの活用:	感染症の予防及びまん延の防	感染症の予防及びまん延の防止の
	感染症の予防及び虐	止のための対策を検討する委員	ための対策を検討する委員会(テレ
	待防止のための対策	会や虐待防止のための対策を検	ビ電話装置その他の情報通信機器
	検討委員会	討する委員会について、テレビ	(以下「テレビ電話装置等」とい
	【⑤:第13条第2項	電話等を活用した会議等の開催	う。) を活用して行うことができる
	(1)、第16条の2	を可とする。	ものとする。)を定期的に開催する
	(1)]	【新設】【再掲】	とともに、その結果について、従業
			者に周知徹底を図ること。

(7) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を 改正する条例(⑦)

	項目	改正の趣旨	改正後の条文(要約)
1	障害者支援施設・福	福祉型障害児入所施設に係る	(経過措置)
	祉型障害児入所施設	人員基準を満たすことをもっ	2 この条例の施行の際現に第2条
	の一体的な運営の特	て、指定障害者支援施設の人	の規定による改正前の横浜市指定
	例	員・設備基準を満たしていると	障害者支援施設等の人員、設備、
	【⑦:附則第2項】	みなす特例について、令和4年	運営等の基準に関する条例第6条
	※②障害者支援施設	3月31日までは従前どおり運営	及び第10条の規定の適用を受けて
	指定基準:附則(平	できるものとする。	いる指定障害者支援施設(障害者
	成30年3月横浜市条		の日常生活及び社会生活を総合的
	例第36号)第2項に		に支援するための法律(平成17年
	溶け込み		法律第123号)第29条第1項の指
			定障害者支援施設をいう。)につ
			いては、横浜市指定障害者支援施
			設等の人員、設備、運営等の基準
			に関する条例第5条及び第9条の
			規定にかかわらず、 <u>令和4年3月</u>
			<u>31日</u> までの間は、なお従前の例に
			よる。

### 新旧対照表

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例)

現 行

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営 等の基準に関する条例

平成24年12月横浜市条例第64号

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 指定障害福祉サービス事業者の指定(第4条)

第3章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援 護

第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員に関する基準(第6条―第8条)

第3節 設備に関する基準 (第9条)

第4節 運営に関する基準 (第10条-第44条)

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第44条の2一第44条の5)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 45条一第49条)

第4章 療養介護

第1節 基本方針(第50条)

第2節 人員に関する基準(第51条・第52条)

第3節 設備に関する基準(第53条)

第4節 運営に関する基準(第54条―第78条)

第5章 生活介護

第1節 基本方針(第79条)

第2節 人員に関する基準 (第80条―第82条)

第3節 設備に関する基準 (第83条)

第4節 運営に関する基準 (第84条―第95条)

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第95条の2一第95条の6)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 96条一第98条)

第6章 短期入所

改正案

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営 等の基準に関する条例

令和3年3月横浜市条例第 号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 指定障害福祉サービス事業者の指定(第4条)

第3章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援

第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員に関する基準 (第6条 第8条)

第3節 設備に関する基準(第9条)

第4節 運営に関する基準 (第10条-第44条)

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第44条の2-第44条の5)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 45条一第49条)

第4章 療養介護

第1節 基本方針(第50条)

第2節 人員に関する基準 (第51条・第52条)

第3節 設備に関する基準(第53条)

第4節 運営に関する基準(第54条―第78条)

第5章 生活介護

第1節 基本方針(第79条)

第2節 人員に関する基準 (第80条―第82条)

第3節 設備に関する基準(第83条)

第4節 運営に関する基準 (第84条―第95条)

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第95条の2—第95条の6)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 96条—第98条)

第6章 短期入所

現 行 改正案 第1節 基本方針(第99条) 第1節 基本方針(第99条) 第2節 人員に関する基準 (第100条・第101条) 第2節 人員に関する基準 (第100条・第101条) 第3節 設備に関する基準(第102条) 第3節 設備に関する基準 (第102条) 第4節 運営に関する基準 (第103条-第110条) 第4節 運営に関する基準 (第103条-第110条) 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第110条の2一第110条の5) (第110条の2一第110条の5) 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 111条・第112条) 111条・第112条) 第7章 重度障害者等包括支援 第7章 重度障害者等包括支援 第1節 基本方針(第113条) 第1節 基本方針(第113条) 第2節 人員に関する基準 (第114条・第115条) 第2節 人員に関する基準 (第114条・第115条) 第3節 設備に関する基準 (第116条) 第3節 設備に関する基準 (第116条) 第4節 運営に関する基準 (第117条—第123条) 第4節 運営に関する基準(第117条―第123条) 第8章 削除 第8章 削除 第9章 自立訓練(機能訓練) 第9章 自立訓練(機能訓練) 第1節 基本方針(第142条) 第1節 基本方針(第142条) 第2節 人員に関する基準 (第143条・第144条) 第2節 人員に関する基準 (第143条・第144条) 第3節 設備に関する基準(第145条) 第3節 設備に関する基準(第145条) 第4節 運営に関する基準 (第146条—第149条) 第4節 運営に関する基準 (第146条—第149条) 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第149条の2―第149条の5) (第149条の2一第149条の5) 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 150条—第151条) 150条—第151条) 第10章 自立訓練(生活訓練) 第10章 自立訓練(生活訓練) 第1節 基本方針(第152条) 第1節 基本方針(第152条) 第2節 人員に関する基準(第153条・第154条) 第2節 人員に関する基準(第153条・第154条) 第3節 設備に関する基準(第155条) 第3節 設備に関する基準(第155条) 第4節 運営に関する基準 (第156条—第159条) 第4節 運営に関する基準 (第156条-第159条) 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第159条の2―第159条の5) (第159条の2―第159条の5) 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 160条—第161条) 160条—第161条)

第11章 就労移行支援

第11章 就労移行支援

現 行	改正案
第1節 基本方針(第162条)	第1節 基本方針(第162条)
第2節 人員に関する基準(第163条—第165条)	第2節 人員に関する基準 (第163条―第165条)
第3節 設備に関する基準(第166条・第167条)	第3節 設備に関する基準 (第166条・第167条)
第4節 運営に関する基準(第167条の2一第172条)	第4節 運営に関する基準 (第167条の2―第172条)
第12章 就労継続支援A型	第12章 就労継続支援A型
第1節 基本方針(第173条)	第1節 基本方針(第173条)
第2節 人員に関する基準(第174条・第175条)	第2節 人員に関する基準(第174条・第175条)
第3節 設備に関する基準 (第176条)	第3節 設備に関する基準 (第176条)
第4節 運営に関する基準 (第177条―第185条)	第4節 運営に関する基準 (第177条―第185条)
第13章 就労継続支援B型	第13章 就労継続支援B型
第1節 基本方針(第186条)	第1節 基本方針 (第186条)
第2節 人員に関する基準(第187条)	第2節 人員に関する基準 (第187条)
第3節 設備に関する基準(第188条)	第3節 設備に関する基準 (第188条)
第4節 運営に関する基準(第189条・第190条)	第4節 運営に関する基準 (第189条・第190条)
第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第	第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第
191条一第194条)	191条一第194条)
第13章の2 就労定着支援	第13章の2 就労定着支援
第1節 基本方針(第194条の2)	第1節 基本方針(第194条の2)
第2節 人員に関する基準(第194条の3・第194条の	第2節 人員に関する基準(第194条の3・第194条の
4)	4)
第3節 設備に関する基準(第194条の5)	第3節 設備に関する基準(第194条の5)
第4節 運営に関する基準(第194条の6一第194条の	第4節 運営に関する基準(第194条の6―第194条の
12)	12)
第13章の3 自立生活援助	第13章の3 自立生活援助
第1節 基本方針(第194条の13)	第1節 基本方針(第194条の13)
第2節 人員に関する基準(第194条の14・第194条の	第2節 人員に関する基準(第194条の14・第194条の
15)	15)
第3節 設備に関する基準(第194条の16)	第3節 設備に関する基準 (第194条の16)
第4節 運営に関する基準(第194条の17—第194条の	第4節 運営に関する基準 (第194条の17―第194条の
20)	20)
第14章 共同生活援助	第14章 共同生活援助
第1節 基本方針(第195条)	第1節 基本方針(第195条)
第2節 人員に関する基準(第196条・第197条)	第2節 人員に関する基準 (第196条・第197条)

- 第3節 設備に関する基準 (第198条)
- 第4節 運営に関する基準 (第198条の2―第200条の5)
- 第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の 事業の基本方針並びに人員、設備及び運営 に関する基準
  - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第200条の 6・第200条の7)
  - 第2款 人員に関する基準(第200条の8・第200 条の9)
  - 第3款 設備に関する基準 (第200条の10)
  - 第4款 運営に関する基準 (第200条の11―第201条)
- 第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業 の基本方針並びに人員、設備及び運営に関 する基準
  - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第201条の 2・第201条の3)
  - 第2款 人員に関する基準 (第201条の4・第201 条の5)
  - 第3款 設備に関する基準 (第201条の6)
  - 第4款 運営に関する基準 (第201条の7一第201条の12)
- 第15章 多機能型に関する特例(第202条・第203条)

第16章 削除

第17章 雑則 (第206条)

附則

第1章 総則

(第1条及び第2条省略)

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

- 第3条 (第1項及び第2項省略)
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な

#### 改正案

- 第3節 設備に関する基準(第198条)
- 第4節 運営に関する基準 (第198条の2―第200条の5)
- 第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の 事業の基本方針並びに人員、設備及び運営 に関する基準
  - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第200条の 6・第200条の7)
  - 第2款 人員に関する基準 (第200条の8・第200 条の9)
  - 第3款 設備に関する基準 (第200条の10)
  - 第4款 運営に関する基準 (第200条の11—第201 条)
- 第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業 の基本方針並びに人員、設備及び運営に関 する基準
  - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第201条の 2・第201条の3)
  - 第2款 人員に関する基準 (第201条の4・第201 条の5)
  - 第3款 設備に関する基準 (第201条の6)
  - 第4款 運営に関する基準 (第201条の7一第201条の12)
- 第15章 多機能型に関する特例(第202条・第203条)

第16章 削除

第17章 雑則 (第206条)

附則

第1章 総則

(第1条及び第2条省略)

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

- 第3条 (第1項及び第2項省略)
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとと

体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の 実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(第4項省略)

第2章 指定障害福祉サービス事業者の指定 (第4条省略)

> 第3章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び 行動援護

第1節 基本方針

(第5条省略)

第2節 人員に関する基準

(第6条から第9条まで省略)

第4節 運営に関する基準

(第10条から第31条まで省略)

(運営規程)

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごと に次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運 営規程(<u>第36条</u>において「運営規程」という。)を定め ておかなければならない。

(第1号から第9号まで省略)

(第33条省略)

(勤務体制の確保等)

第34条 (第1項から第3項まで省略)

(新設)

(新設)

改正案

もに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を<u>講</u> じなければならない。

(第4項省略)

第2章 指定障害福祉サービス事業者の指定 (第4条省略)

> 第3章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び 行動援護

第1節 基本方針

(第5条省略)

第2節 人員に関する基準

(第6条から第9条まで省略)

第4節 運営に関する基準

(第10条から第31条まで省略)

(運営規程)

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごと に次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運 営規程(<u>第36条第1項</u>において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(第1号から第9号まで省略)

(第33条省略)

(勤務体制の確保等)

第34条 (第1項から第3項まで省略)

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を 確保する観点から、職場において行われる性的な言動又 は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要か つ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害 されることを防止するための方針の明確化その他の必要 な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい

現	
	う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を
	プ。アを水だし、当成来物种が計画に従い必要は相直を 講じなければならない。
	2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画
	について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期
	的に実施しなければならない。
	3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直 しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第35条 (第1項及び第2項省略)	第35条 (第1項及び第2項省略)
(新設)	3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所にお
<u> </u>	いて感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲
	げる措置を講じなければならない。
	(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及
	びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレ
	ビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話
	装置等」という。)を活用して行うことができるもの
	とする。)を定期的に開催するとともに、その結果に
	ついて、従業者に周知徹底を図ること。
	(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及
	びまん延の防止のための指針を整備すること。
	(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対
	し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び
	訓練を定期的に実施すること。
(掲示)	(掲示)
第36条 (第1項省略)	第36条 (第1項省略)
_(新設)_	2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記
	載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、か
	つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ
	り、同項の規定による掲示に代えることができる。
	_(身体拘束等の禁止)_
	第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供
	に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を
	保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束

現 行	改正案
	その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束
	等」という。) を行ってはならない。
	2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う
	場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の
	状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記
	録しなければならない。
	3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るた
	め、次に掲げる措置を講じなければならない。
	(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員
	会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるも
	のとする。)を定期的に開催するとともに、その結果
	について、従業者に周知徹底を図ること。
	(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するこ
	<u>Ł.</u>
	(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修
	を定期的に実施すること。
(第37条から第41条まで省略)	(第37条から第41条まで省略)
	(虐待の防止)
	第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその
	再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければな
	<u>らない。</u>
	(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のた
	めの対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用
	して行うことができるものとする。) を定期的に開催
	するとともに、その結果について、従業者に周知徹底
	<u>を図ること。</u>
	(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対
	し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するこ
	<u>と。</u>
	(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当
	<u>者を置くこと。</u>
(第42条から第44条まで省略)	(第42条から第44条まで省略)

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する

改正案

基準

(第44条の2から第45条の5まで省略)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(第45条から第48条まで省略)

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23 条、第24条第1項、第28条、第33条、第40条第5項及び 第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業に ついて準用する。この場合において、第16条中「介護給 付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第21条第2項 ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは 「次条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「指定障 害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障 害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働 大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現 に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費 用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障 害福祉サービスに要した費用の額)」と、同条第3項中 「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3 項」とあるのは「前2項」と、第27条第1項中「第6条 第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第30条中「介 護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第40条第 6項中「前3項」とあるのは「第3項及び第4項」と読 み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1 項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第40条第 5項及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規 定は、重度訪問介護、同行接護及び行動接護に係る基準 該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場 合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例 介護給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項 から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」 基準

(第44条の2から第45条の5まで省略)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(第45条から第48条まで省略)

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23 条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2、第40 条第5項及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅 介護の事業について準用する。この場合において、第16 条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、 第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」 とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第22条第2項 中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは 「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した 費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現 に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)」と、 同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第 4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第27条第1 項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、 第30条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」 と、第40条第6項中「前3項」とあるのは「第3項及び 第4項」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1 項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条<u>、第36条の</u> 2、第40条第5項及び第44条を除く。)及び第45条から 前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援 護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用 する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあ るのは「特例介護給付費」と、第21条第2項ただし書中 「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項 と、第22条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第2項」と、第30条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第40条第6項中「前3項」とあるのは「第3項及び第4項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 療養介護

第1節 基本方針

(第50条省略)

第2節 人員に関する基準

(第51条、第52条省略)

第3節 設備に関する基準

(第53条省略)

第4節 運営に関する基準

(第54条から第59条まで省略)

(療養介護計画の作成等)

第60条 (第1項から第4項まで省略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>いう</u>。)を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(第6項から第10項まで省略)

(第61条から第68条まで省略)

及び第3項」と、第22条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第2項」と、第30条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第40条第6項中「前3項」とあるのは「第3項及び第4項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 療養介護

第1節 基本方針

(第50条省略)

第2節 人員に関する基準

(第51条、第52条省略)

第3節 設備に関する基準

(第53条省略)

第4節 運営に関する基準

(第54条から第59条まで省略)

(療養介護計画の作成等)

第60条 (第1項から第4項まで省略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(第6項から第10項まで省略)

(第61条から第68条まで省略)

改正案

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごと に次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運 営規程(第74条において「運営規程」という。)を定め ておかなければならない。

(第1号から第10号まで省略)

(勤務体制の確保等)

第70条 (第1項から第3項まで省略)

(新設)

(第71条省略)

(非常災害の対策)

第72条 (第1項から第2項まで省略)

(新設)

(衛生管理等)

第73条 (第1項省略)

2 指定療養介護事業者は、<u>指定療養介護事業所</u>において 感染症及び食中毒が発生し、<u>又は</u>まん延しないように<u>必</u> 要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごと に次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運 営規程(第74条第1項において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(第1号から第10号まで省略)

(勤務体制の確保等)

第70条 (第1項から第3項まで省略)

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を 確保する観点から、職場において行われる性的な言動又 は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要か つ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害 されることを防止するための方針の明確化その他の等の 必要な措置を講じなければならない。

(第71条省略)

(非常災害の対策)

第72条 (第1項から第2項まで省略)

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に 当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めな ければならない。

(衛生管理等)

第73条 (第1項省略)

- 2 指定療養介護事業者は、<u>当該指定療養介護事業所</u>において感染症及び食中毒が発生し、<u>及び</u>まん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中 毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委 員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。)を定期的に開催するとともに、その結 果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中 毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

現 行 改正案 (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対 し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための 訓練を定期的に実施すること。 (掲示) (掲示) 第74条 (第1項省略) 第74条 (第1項省略) 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記 (新設) 載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、か

(削除)

(身体拘束等の禁止)

第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当 たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束 等」という。) を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う 場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記 録しなければならない。

(第76条省略)

(記録の整備)

第77条 (第1項省略)

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養 介護を提供した日から5年間保存しなければならない。 (第1号から第3号まで省略)

(4) 第75条第2項に規定する身体拘束等の記録

(第5号及び第6号省略)

(準用)

第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条ま で、第21条、第37条、第38条第1項及び第39条から第41

(記録の整備)

第77条 (第1項省略)

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養 介護を提供した日から5年間保存しなければならない。 (第1号から第3号まで省略)

つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ

り、同項の規定による掲示に代えることができる。

(4) 次条において準用する第36条の2第2項に規定す る身体拘束等の記録

(第5号及び第6号省略)

(準用)

第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条ま で、第21条、第34条の2、第36条の2、第37条、第38条

(第76条省略)

条までの規定は、指定療養介護の事業について準用す る。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあ るのは「第69条」と、第21条第2項ただし書中「次条第 1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものと する。

第5章 生活介護

第1節 基本方針

(第79条省略)

第2節 人員に関する基準

(第80条から第82条まで省略)

第3節 設備に関する基準

(第83条省略)

第4節 運営に関する基準

(第84条から第87条まで省略)

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 (第1項省略)

(新設)

(第88条から第90条まで省略)

(運営規程)

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごと に次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運 営規程(第94条において「運営規程」という。)を定め ておかなければならない。

(第1号から第12号まで省略)

(衛生管理等)

第92条 (第1項省略)

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所にお

第1項及び第39条から第41条の2までの規定は、指定療 養介護の事業について準用する。この場合において、第 10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21 条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第56条 第1項」と読み替えるものとする。

第5章 生活介護

第1節 基本方針

(第79条省略)

第2節 人員に関する基準

(第80条から第82条まで省略)

第3節 設備に関する基準

(第83条省略)

第4節 運営に関する基準

(第84条から第87条まで省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 (第1項省略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提 供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用 された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着 支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が 終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けら れるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着 支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(第88条から第90条まで省略)

(運営規程)

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごと に次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運 営規程(第94条第1項において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(第1号から第12号まで省略)

(衛生管理等)

第92条 (第1項省略)

感染症及び食中毒が発生し、<u>又は</u>まん延しないように<u>必</u> 要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(第93条省略)

(掲示)

第94条 (第1項省略)

(新設)

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23 条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで<u>及び第75条</u>から第77条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは 改正案

いて感染症及び食中毒が発生し、<u>及び</u>まん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中 毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委 員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。)を定期的に開催するとともに、その結 果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中 毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(第93条省略)

(掲示)

第94条 (第1項省略)

2 指定生活介護事業者は、前同項に規定する重要事項を 記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23 条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42 条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第 72条まで、第76条及び第77条の規定は、指定生活介護の 事業について準用する。この場合において、第10条第1 項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項 ただし書中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」 と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84 条第2項」と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第 9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「生活介 護計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」と 「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」と あるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、 同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、<u>同項</u> 第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第95条」と読 み替えるものとする。

> 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する 基準

(第95条の2から第95条の5まで省略)

(準用)

第95条の6 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第 23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52 条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条 まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節 (第95条を除く。) の規定は、共生型生活介護の事業に ついて準用する。この場合において、第10条第1項中 「第32条」とあるのは「第95条の6において準用する第 91条 と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあ るのは「第95条の6において準用する第84条第1項」 と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第95 条の6において準用する第84条第2項」と、第59条第1 項及び第60条(第3項及び第9項を除く。) 中「療養介 護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、第77条 第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共生型生 活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とある のは「第95条の6において準用する第20条第1項」と、 同項第3号中「第67条」とあるのは「第95条の6におい て準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次 条」とあるのは「第95条の6」と読み替えるものとす る。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(第96条から第98条まで省略)

第6章 短期入所

あるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第 1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1 項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」 と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とある のは「第95条」と読み替えるものとする。

> 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する 基準

(第95条の2から第95条の5まで省略)

(準用)

第95条の6 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第 23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第 42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第 70条から第72条まで、第76条、第77条、第79条、第81条 及び前節(第95条を除く。)の規定は、共生型生活介護 の事業について準用する。この場合において、第10条第 1項中「第32条」とあるのは「第95条の6において準用 する第91条 と、第21条第2項ただし書中「次条第1 項」とあるのは「第95条の6において準用する第84条第 1項 と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは 「第95条の6において準用する第84条第2項」と、第59 条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除く。)中 「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」 と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは 「共生型生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1 項」とあるのは「第95条の6において準用する第20条第 1項 と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第95条 の6において準用する第90条」と、同項第4号から第6 号までの規定中「次条」とあるのは「第95条の6」と読 み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(第96条から第98条まで省略)

第6章 短期入所

改正案

第1節 基本方針

(第99条省略)

第2節 人員に関する基準

(第100条、第101条省略)

第3節 設備に関する基準

(第102条から第109条まで省略)

(準用)

第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21 条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第37条</u>から第43 条まで、第62条、第68条、第70条、第72条<u>、第75条</u>、第 76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定 短期入所の事業について準用する。この場合において、 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、 第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第 105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」と あるのは「第105条第2項」と、<u>第94条</u>中「運営規程」 とあるのは「第108条の運営規程」と読み替えるものと する。

> 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する 基準

(第110条の2から第110条の4まで省略)

(準用)

第110条の5 第10条、第12条から第18条まで、第20条、 第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第37条</u>から 第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72 条まで<u>、第75条</u>、第76条、第89条、第92条から第94条ま で、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の 規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この 場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは 「第110条の5において準用する第108条」と、第21条第 2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第110条の 5において準用する第105条第1項」と、第24条第2項 中「第22条第2項」とあるのは「第110条の5において 第1節 基本方針

(第99条省略)

第2節 人員に関する基準

(第100条、第101条省略)

第3節 設備に関する基準

(第102条から第109条まで省略)

(準用)

第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21 条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の2、第 36条の2から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第 72条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定 は、指定短期入所の事業について準用する。この場合に おいて、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108 条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とある のは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第 2項」とあるのは「第105条第2項」と、第94条第1項 中「運営規程」とあるのは「第108条の運営規程」と読 み替えるものとする。

> 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する 基準

(第110条の2から第110条の4まで省略)

(準用)

第110条の5 第10条、第12条から第18条まで、第20条、 第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の 2、第36条の2から第43条まで、第52条、第62条、第68 条、第70条から第72条まで、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第110条の5において準用する第108条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第110条の5において準用する第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第110条の5に 準用する第105条第2項」と、<u>第94条</u>中「運営規程」と あるのは「第110条の5において準用する第108条の運営 規程」と、第108条中「各号(第100条第2項の規定の適 用を受ける施設にあっては、第3号を除く。)」とある のは「各号」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(第111条、第112条省略)

第7章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針

(第113条省略)

第2節 人員に関する基準

(第114条、第115条省略)

第3節 設備に関する基準

(第116条省略)

第4節 運営に関する基準

(第117条から第122条省略)

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30 条、<u>第35条</u>から第43条まで及び第68条の規定は、指定重 度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合 において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第 122条」と、第36条中「運営規程」とあるのは「第122条 の運営規程」と読み替えるものとする。

第8章 削除

第9章 自立訓練(機能訓練)

第1節 基本方針

(第142条省略)

第2節 人員に関する基準

(第143条、第144条省略)

第3節 設備に関する基準

おいて準用する第105条第2項」と、<u>第94条第1項</u>中 「運営規程」とあるのは「第110条の5において準用する第108条の運営規程」と、第108条中「各号(第100条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号を除く。)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(第111条、第112条省略)

第7章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針

(第113条省略)

第2節 人員に関する基準

(第114条、第115条省略)

第3節 設備に関する基準

(第116条省略)

第4節 運営に関する基準

(第117条から第122条省略)

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30 条、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第36条中「運営規程」とあるのは「第122条の運営規程」と読み替えるものとする。

第8章 削除

第9章 自立訓練(機能訓練)

第1節 基本方針

(第142条省略)

第2節 人員に関する基準

(第143条、第144条省略)

第3節 設備に関する基準

(第145条省略)

第4節 運営に関する基準 (第146条から第148条まで省略)

(準用)

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29 条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第 68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及 び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練 (機能訓練) の事業について準用する。この場合におい て、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条に おいて準用する第91条 と、第16条中「介護給付費」と あるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中 「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24 条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」 と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146 条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とある のは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第60条第1項、 第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計 画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条 第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能 訓練) 計画 | と、「6月 | とあるのは「3月 | と、同条 第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能 訓練)計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計 画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項 第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条におい て準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」 とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同 項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条」 と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」 とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読 み替えるものとする。

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する

基準

(第145条省略)

第4節 運営に関する基準 (第146条から第148条まで省略)

(準用)

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29 条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条か ら第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76 条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指 定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この 場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは 「第149条において準用する第91条」と、第16条中「介 護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2 項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第146条第1 項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓 練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とある のは「第146条第2項」と、第59条第1項中「療養介護 計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第 60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中 「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計 画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自 立訓練(機能訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3 月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自 立訓練(機能訓練)計画」と、第77条第2項第1号中 「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計 画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第 149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号 中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第 90条 と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」 とあるのは「第149条」と、第90条第2号中「介護給付 費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は 特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する 基準

(第149条の2から第149条の4まで省略)

(準用)

第149条の5 第10条から第21条まで、第23条、第24条、 第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第 62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から 第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第 142条及び前節(第149条を除く。)の規定は、共生型自 立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合 において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第 149条の5において準用する第91条」と、第16条中「介 護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2 項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第149条の5 において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中 「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2項中「第22条第2項」とあるのは「第149条の5にお いて準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「療 養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(機能訓練) 計画」と、第60条(第3項及び第9項を除く。) 中「療 養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(機能訓練) 計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあ るのは「共生型自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第 2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条の5にお いて準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67 条」とあるのは「第149条の5において準用する第90 条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは 「第149条の5」と、第90条第2号中「介護給付費又は 特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓 練等給付費」と読み替えるものとする。

> 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基 準

(第150条、第151条省略)

第10章 自立訓練(生活訓練)

(第149条の2から第149条の4まで省略) (準用)

第149条の5 第10条から第21条まで、第23条、第24条、 第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52 条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条 まで、第76条、第77条、第81条、第87条の2から第94条 まで、第142条及び前節(第149条を除く。)の規定は、 共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。 この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるの は「第149条の5において準用する第91条」と、第16条 中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21 条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第149 条の5において準用する第146条第1項」と、第24条第 1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、 同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第149条の 5において準用する第146条第2項」と、第59条第1項 中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(機能 訓練)計画」と、第60条(第3項及び第9項を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(機能 訓練)計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計 画」とあるのは「共生型自立訓練(機能訓練)計画」 と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149 条の5において準用する第20条第1項」と、同項第3号 中「第67条」とあるのは「第149条の5において準用す る第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次 条」とあるのは「第149条の5」と、第90条第2号中 「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等 給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとす る。

> 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基 準

(第150条、第151条省略)

第10章 自立訓練(生活訓練)

改正案

第1節 基本方針

(第152条省略)

第2節 人員に関する基準

(第153条、第154条省略)

第3節 設備に関する基準

(第155条から第157条の2まで省略)

(記録の整備)

第158条 (第1項省略)

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する 指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した 日から5年間保存しなければならない。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 次条において準用する<u>第75条第2項</u>に規定する身 体拘束等の記録

(第5号、第6号省略)

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29 条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第 68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第87条 の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指 定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この 場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは 「第159条において準用する第91条」と、第16条中「介 護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2 項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは 「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第1項中 「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」 と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立 訓練(生活訓練)計画」と、第60条第1項、第2項及び 第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とある のは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中

第1節 基本方針

(第152条省略)

第2節 人員に関する基準

(第153条、第154条省略)

第3節 設備に関する基準

(第155条から第157条の2まで省略)

(記録の整備)

第158条 (第1項省略)

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する 指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した 日から5年間保存しなければならない。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 次条において準用する<u>第36条の2第2項</u>に規定する身体拘束等の記録

(第5号、第6号省略)

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29 条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条か ら第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76 条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の 規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用 する。この場合において、第10条第1項中「第32条」と あるのは「第159条において準用する第91条」と、第16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」と あるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条 第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」 と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157 条第2項 と、第59条第1項中「療養介護計画」とある のは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条第1項、 第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計 画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条

「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する 基準

(第159条の2から第159条の4まで省略) (準用)

第159条の5 第10条から第19条まで、第21条、第24条、 第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第 62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第 76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、 第148条、第152条及び前節(第159条を除く。)の規定 は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用す る。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあ るのは「第159条の5において準用する第91条」と、第 16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、 第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」 とあるのは「第159条の5において準用する第157条第1 項から第4項まで」と、第24条第1項中「介護給付費」 とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条 第2項」とあるのは「第159条の5において準用する第 157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」と あるのは「共生型自立訓練(生活訓練)計画」と、第60 条(第3項及び第9項を除く。) 中「療養介護計画」と あるのは「共生型自立訓練(生活訓練)計画」と、第90 条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるの は「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第158条 第2項第1号中「次条」とあるのは「第159条の5」 と、「自立訓練(生活訓練)計画」とあるのは「共生型 自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第3号から第6号 第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活 訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条 第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活 訓練)計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例 介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等 給付費」と読み替えるものとする。

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する 基準

(第159条の2から第159条の4まで省略) (準用)

第159条の5 第10条から第19条まで、第21条、第24条、 第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52 条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条 まで、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第 147条、第148条、第152条及び前節(第159条を除く。) の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について 準用する。この場合において、第10条第1項中「第32 条」とあるのは「第159条の5において準用する第91 条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給 付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第 3項まで」とあるのは「第159条の5において準用する 第157条第1項から第4項まで」と、第24条第1項中 「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2項中「第22条第2項」とあるのは「第159条の5にお いて準用する第157条第2項」と、第59条第1項中「療 養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(生活訓練) 計画」と、第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療 養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(生活訓練) 計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給 付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付 費」と、第158条第2項第1号中「次条」とあるのは 「第159条の5」と、「自立訓練(生活訓練)計画」と あるのは「共生型自立訓練(生活訓練)計画」と、同項

までの規定中「次条」とあるのは「第159条の5」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(第160条、第161条省略)

第11章 就労移行支援

第1節 基本方針

(第162条省略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第163条 (第1項から第4項まで省略)

<u>5</u> 第1項第2号の就労支援員のうち1人以上は、常勤で なければならない。

6 (本文省略)

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第164条 (第1項省略)

2 前条第2項から<u>第4項まで及び第6項</u>の規定は、前項 の従業者及びその員数について準用する。

(第165条省略)

第3節 設備に関する基準

(第166条、第167条省略)

第4節 運営に関する基準

(第167条の2から第169条まで省略)

(職場への定着のための支援の実施)

第170条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への 定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等 の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以 上、職業生活における相談等の支援を継続しなければな らない。

(新設)

改正案

第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第 159条の5」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基

(第160条、第161条省略)

第11章 就労移行支援

第1節 基本方針

(第162条省略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第163条 (第1項から第4項まで省略)

(削除)

5 (本文省略)

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数) 第164条 (第1項省略)

2 前条第2項から<u>第5項まで</u>の規定は、前項の従業者及 びその員数について準用する。

(第165条省略)

第3節 設備に関する基準

(第166条、第167条省略)

第4節 運営に関する基準

(第167条の2から第169条まで省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

- 第170条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への 定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等 の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以 上、職業生活における相談等の支援を継続しなければな らない。
- 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合に は、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該 指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1

(第171条省略)

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24 条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条 まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77 条まで、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第 146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移 行支援の事業について準用する。この場合において、第 10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において 準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるの は「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条 第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条 第1項 と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは 「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」と あるのは「第172条において準用する第146条第2項」 と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労 移行支援計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項か ら第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就 労移行支援計画 と、同条第8項中「療養介護計画」と あるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは 「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは 「就労移行支援計画」と、第77条第2項第1号中「療養 介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第 2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において 準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」と あるのは「第172条において準用する第90条」と、同項 第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」 と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」 とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自 立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行 わなければならない。

(第171条省略)

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24 条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、 第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条ま で、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94 条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、 指定就労移行支援の事業について準用する。この場合に おいて、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172 条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付 費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただ し書中「次条第1項」とあるのは「第172条において準 用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付 費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第 22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第 146条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」と あるのは「就労移行支援計画」と、第60条第1項、第2 項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」 とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「療 養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6 月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計 画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第77条第2項 第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計 画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第 172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号 中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第 90条 と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」 とあるのは「第172条」と、第90条第2号中「介護給付 費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は 特例訓練等給付費」と、第157条の2第1項中「支給決 定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規 定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

(第173条省略)

第2節 人員に関する基準

(第174条、第175条省略)

第3節 設備に関する基準

(第176条省略)

第4節 運営に関する基準

(第177条から第182条まで省略)

(職場への定着のための支援の実施)

第183条 (第1項省略)

(新設)

(第184条及び第184条の2省略)

(新設)

定により厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

(第173条省略)

第2節 人員に関する基準

(第174条、第175条省略)

第3節 設備に関する基準

(第176条省略)

第4節 運営に関する基準

(第177条から第182条まで省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第183条 (第1項省略)

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第194条 の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合 には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該 指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努 めなければならない。

(第184条及び第184条の2省略)

(運営状況に関する評価等)

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法によ

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23 条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条か ら第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条 から第77条まで、第88条から第90条まで、第92条から第 94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指 定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合 において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第 184条の2」と、第16条中「介護給付費」とあるのは 「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第 1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第 1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは 「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」と あるのは「第185条において準用する第146条第2項」 と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除 く。) 中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A 型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」と あるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中 「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用す る第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるの は「第185条において準用する第90条」と、同項第5号 及び第6号中「次条」とあるのは「第185条」と、第90 条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるの は「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条中 「運営規程」とあるのは「第184条の2の運営規程」と 読み替えるものとする。

第13章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

(第186条省略)

第2節 人員に関する基準

(第187条省略)

第3節 設備に関する基準

り公表しなければならない。

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23 条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42 条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第 72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第 92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の 規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用す る。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあ るのは「第184条の2」と、第16条中「介護給付費」と あるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中 「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する 第146条第1項 と、第24条第1項中「介護給付費」と あるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第 2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第 2項」と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第9項 を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支 援A型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計 画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2 号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準 用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあ るのは「第185条において準用する第90条」と、同項第 4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第 185条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護 給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付 費」と、第94条第1項中「運営規程」とあるのは「第 184条の2の運営規程」と読み替えるものとする。

第13章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

(第186条省略)

第2節 人員に関する基準

(第187条省略)

第3節 設備に関する基準

改正案

(第188条省略)

第4節 運営に関する基準

(第189条省略)

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23 条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条か ら第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条 から第77条まで、第86条、第88条から第94条まで、第 146条、第147条及び第181条から第183条までの規定は、 指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場 合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第 190条において準用する第91条」と、第16条中「介護給 付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項た だし書中「次条第1項」とあるのは「第190条において 準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給 付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中 「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用す る第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条(第3 項及び第9項を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは 「就労継続支援B型計画」と、第77条第2項第1号中 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」 と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190 条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中 「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90 条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは 「第190条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例 介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等 給付費 | と、第181条第1項中「第185条 | とあるのは 「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは 「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基

準

(第188条省略)

第4節 運営に関する基準

(第189条省略)

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23 条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42 条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第 72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条 まで、第146条、第147条及び第181条から第183条までの 規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用す る。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあ るのは「第190条において準用する第91条」と、第16条 中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21 条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第190 条において準用する第146条第1項」と、第24条第1項 中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条 第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条におい て準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60 条(第3項及び第9項を除く。) 中「療養介護計画」と あるのは「就労継続支援B型計画」と、第77条第2項第 1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型 計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは 「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第 3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用す る第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次 条」とあるのは「第190条」と、第90条第2号中「介護 給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費 又は特例訓練等給付費」と、第181条第1項中「第185 条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計 画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替える ものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基

準

(第191条から第194条まで省略)

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条ま で、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29 条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条 まで、第70条、第72条、第75条から第77条まで、第86 条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条 (第1項を除く。)、第147条、第181条から第183条ま で及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の 事業について準用する。この場合において、第10条第1 項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第16条中 「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第 21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」と あるのは「第194条において準用する第146条第2項及び 第3項 と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるの は「第194条において準用する第146条第2項」と、第59 条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除く。)中 「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B 型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」と あるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第 2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において 準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」と あるのは「第194条において準用する第90条」と、同項 第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第194条」 と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」 とあるのは「特例訓練等給付費」と、第94条中「運営規 程」とあるのは「第192条の運営規程」と、第146条第2 項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは 「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した 費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現 に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)」と、

(第191条から第194条まで省略) (進用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条ま で、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29 条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、 第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77 条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、 第146条(第1項を除く。)、第147条、第181条から第 183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援 B型の事業について準用する。この場合において、第10 条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第16 条中「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」 と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項ま で」とあるのは「第194条において準用する第146条第2 項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」と あるのは「第194条において準用する第146条第2項」 と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除 く。) 中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継 続支援B型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護 計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」 と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194 条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中 「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90 条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」と あるのは「第194条」と、第90条第2号中「介護給付費 又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」 と、第94条第1項中「運営規程」とあるのは「第192条 の運営規程」と、第146条第2項中「指定障害福祉サー ビス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サー ビスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定め る基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準 該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除 く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉 同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第13章の2 就労定着支援 第1節 基本方針

(第194条の2省略)

第2節 人員に関する基準 (第194条の3及び第194条の4省略) 第3節 設備に関する基準

(第194条の5省略)

第4節 運営に関する基準 (第194条の6及び第194条の7省略) (職場への定着のための<u>支援</u>の実施)

第194条の8 (第1項省略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(第194条の9から第194条の11まで省略) (準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第16条、第24条第1項及び第30条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除く。)中

サービスに要した費用の額)」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第13章の2 就労定着支援 第1節 基本方針

(第194条の2省略)

第2節 人員に関する基準 (第194条の3及び第194条の4省略) 第3節 設備に関する基準

(第194条の5省略)

第4節 運営に関する基準 (第194条の6及び第194条の7省略) (職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)

第194条の8 (第1項省略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(第194条の9から第194条の11まで省略) (進用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第16条、第24条第1項及び第30条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第59条第1項及び第60条(第3項

「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第13章の3 自立生活援助

第1節 基本方針

(第194条の13省略)

第2節 人員に関する基準

(第194条の14から第194条の19まで省略)

(進用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条か ら第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第 194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指 定自立生活援助の事業について準用する。この場合にお いて、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条 の20において準用する第194条の10」と、第16条、第24 条第1項及び第30条中「介護給付費」とあるのは「訓練 等給付費」と、第59条第1項中「療養介護計画」とある のは「自立生活援助計画」と、第60条第1項、第2項及 び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあ るのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「療養介 護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「6月」 とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」 とあるのは「自立生活援助計画」と、第194条の6中 「第194条の12」とあるのは「第194条の20」と、第194 条の11第2項各号中「次条」とあるのは「第194条の 20」と読み替えるものとする。

第14章 共同生活援助

第1節 基本方針

(第195条省略)

第2節 人員に関する基準

(第196条、第197条省略)

第3節 設備に関する基準

(第198条省略)

第4節 運営に関する基準

及び第9項を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは 「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第13章の3 自立生活援助

第1節 基本方針

(第194条の13省略)

第2節 人員に関する基準

(第194条の14から第194条の19まで省略)

(進用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条か ら第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60 条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第 194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について 準用する。この場合において、第10条第1項中「第32 条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条 の10」と、第16条、第24条第1項及び第30条中「介護給 付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第59条第1項中 「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、 第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定 中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」 と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立生 活援助計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条 第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計 画」と、第194条の6中「第194条の12」とあるのは「第 194条の20」と、第194条の11第2項各号中「次条」とあ るのは「第194条の20」と読み替えるものとする。

第14章 共同生活援助

第1節 基本方針

(第195条省略)

第2節 人員に関する基準

(第196条、第197条省略)

第3節 設備に関する基準

(第198条省略)

第4節 運営に関する基準

(第198条の2から第199条の3まで省略)

(勤務体制の確保等)

第200条 (第1項から第5項まで省略) (新設)

(第200条の2から第200条の4まで省略) (準用)

第200条の5 第10条、第12条、第13条、第15条から第18 条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条ま で、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条 から第77条まで、第90条、第92条、第94条及び第157条 の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用す る。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあ るのは「第199条の3」と、第16条中「介護給付費」と あるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中 「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、 第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付 費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 198条の4第2項」と、第60条(第3項及び第9項を除 く。)中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計 画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とある のは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」 とあるのは「第200条の5において準用する第90条」 と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第 200条の5 と、第90条第2号中「介護給付費又は特例」 介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等 給付費」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第199 条の3の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とある のは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2

改正案

(第198条の2から第199条の3まで省略) (勤務体制の確保等)

第200条 (第1項から第5項まで省略)

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の等の必要な措置を講じなければならない。

(第200条の2から第200条の4まで省略)

(準用)

第200条の5 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条 まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の 2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、 第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条及び 第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業につい て準用する。この場合において、第10条第1項中「第32 条」とあるのは「第199条の3」と、第16条中「介護給 付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項た だし書中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1 項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓 練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とある のは「第198条の4第2項」と、第60条(第3項及び第 9項を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは「共同生 活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計 画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中 「第67条」とあるのは「第200条の5において準用する 第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次 条」とあるのは「第200条の5」と、第90条第2号中 「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等 給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「運 営規程」とあるのは「第199条の3の運営規程」と、 「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1

項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中

「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)」 とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

> 第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活 援助の事業の基本方針並びに人員、設 備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(第200条の6、第200条の7省略)

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第200条の8 (第1項省略)

2 前項に規定する<u>日中サービス支援型指定共同生活援助</u> の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の 時間帯を通じて1人以上の当該時間帯に勤務(宿直勤務 を除く。)を行う世話人又は生活支援員を置くものとす る。

(第3項省略)

- 4 第1項及び第2項に規定する<u>日中サービス支援型指定</u> 共同生活援助の従業者は、専ら当該日中サービス支援型 指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければ ならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、 この限りでない。
- 5 第1項及び第2項に規定する<u>日中サービス支援型指定</u> 共同生活援助の従業者のうち1人以上は、常勤でなけれ ばならない。

(第200条の9から第200条の14まで省略)

項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(第200条の6、第200条の7省略)

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第200条の8 (第1項省略)

2 前項に規定する<u>日中サービス支援型指定共同生活援</u> <u>助事業所</u>の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及 び深夜の時間帯を通じて1人以上の当該時間帯に勤務 (宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員を置 くものとする。

(第3項省略)

- 4 第1項及び第2項に規定する<u>日中サービス支援型指定</u> 共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該日中サービス 支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でな ければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場 合は、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項に規定する<u>日中サービス支援型指定</u> 共同生活援助事業所の従業者のうち1人以上は、常勤で なければならない。

(第200条の9から第200条の14まで省略)

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条ま で、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、 第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から 第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、 第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から 第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共 同生活援助の事業について準用する。この場合におい て、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条に おいて準用する第199条の3」と、第16条中「介護給付 費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただ し書中「次条第1項」とあるのは「第201条において準 用する第198条の4第1項」と、第24条第1項中「介護 給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中 「第22条第2項」とあるのは「第201条において準用す る第198条の4第2項」と、第60条(第3項及び第9項 を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは「日中サービ ス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中 「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同 生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは 「第201条において準用する第90条」と、同項第5号及 び第6号中「次条」とあるのは「第201条」と、第90条 第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは 「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条中 「運営規程」とあるのは「第201条において準用する第 199条の3の運営規程」と、「前条の協力医療機関」と あるのは「第201条において準用する第200条の4第1項 の協力医療機関及び第201条において準用する第200条の 4第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項 中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及 び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限 る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的 な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者 (準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条ま で、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2 から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第 72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第 157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199 条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支 援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場 合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第 201条において準用する第199条の3」と、第16条中「介 護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2 項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第201条にお いて準用する第198条の4第1項」と、第24条第1項中 「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条において 準用する第198条の4第2項」と、第60条(第3項及び 第9項を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは「日中 サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第 1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援 型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあ るのは「第201条において準用する第90条」と、同項第 4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第 201条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護 給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付 費」と、第94条第1項中「運営規程」とあるのは「第 201条において準用する第199条の3の運営規程」と、 「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において 準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び第201条 において準用する第200条の4第2項の協力歯科医療機 関 と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定 宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労 働大臣が定める者に限る。) 」とあるのは「支給決定障 害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生

を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定 宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労 働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障 害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生 活援助を受けている者に限る。)」と、第198条の5第 1項中「第200条の5」とあるのは「第201条」と、「共 同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同 生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」 とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」 と、第198条の6第1項中「第200条の5」とあるのは 「第201条」と読み替えるものとする。

> 第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助 の事業の基本方針並びに人員、設備及 び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(第201条の2及び第201条の3省略)

第2款 人員に関する基準

(第201条の4及び第201条の5省略)

第3款 設備に関する基準

(第201条の6省略)

第4款 運営に関する基準

(第201条の7から第201条の10まで省略)

(勤務体制の確保等)

第201条の11 (第1項から第4項まで省略)

(新設)

活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中 「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び 省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。) 」 とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サ ービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限 る。)」と、第198条の5第1項中「第200条の5」とあ るのは「第201条」と、「共同生活援助計画」とあるの は「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第 2項中「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス 支援型共同生活援助計画」と、第198条の6第1項中 「第200条の5」とあるのは「第201条」と読み替えるも のとする。

> 第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助 の事業の基本方針並びに人員、設備及 び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(第201条の2及び第201条の3省略)

第2款 人員に関する基準

(第201条の4及び第201条の5省略)

第3款 設備に関する基準

(第201条の6省略)

第4款 運営に関する基準

(第201条の7から第201条の10まで省略)

(勤務体制の確保等)

第201条の11 (第1項から第4項まで省略)

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切 な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保す る観点から、職場において行われる性的な言動又は優越 的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当 な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される ことを防止するための方針の明確化その他の等の必要な 措置を講じなければならない。

(準用)

(準用)

第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、 第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55 条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77 条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198 条の2から第199条の2まで及び第200条の2から第200 条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活 援助の事業について準用する。この場合において、第16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第 201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第 24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付 費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 201条の12において準用する第198条の4第2項 と、第 60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」 とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」 と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは 「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3 号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用 する第90条 と、同項第5号及び第6号中「次条」とあ るのは「第201条の12」と、第90条第2号中「介護給付 費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は 特例訓練等給付費」と、第94条中「運営規程」とあるの は「第201条の9の運営規程」と、「前条の協力医療機 関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条 の4第1項の協力医療機関及び第201条の12において準 用する第200条の4第2項の協力歯科医療機関」と、第 157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立 訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定 める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居 前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受 けている者を除く。) 」と、同条第2項中「支給決定障 害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定に より厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは

第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、 第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から 第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72 条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157 条の2、第198条の2から第199条の2まで及び第200条 の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用 型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合 において、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等 給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」と あるのは「第201条の12において準用する第198条の4第 1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは 「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」と あるのは「第201条の12において準用する第198条の4第 2項」と、第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療 養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活 援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」 とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」 と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12 において準用する第90条」と、同項第4号から第6号ま での規定中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第 90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とある のは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条 第1項中「運営規程」とあるのは「第201条の9の運営 規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201 条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療 機関及び第201条の12において準用する第200条の4第2 項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支 給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令 の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあ るのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービ ス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。) | と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓 練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定め

「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第198条の5第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条の12」と、「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第198条の6第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条の12」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章 多機能型に関する特例 (従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立 訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事 業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型 事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童 発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定 通所支援基準条例第63条第1項の指定医療型児童発達支 援事業所をいう。次項において同じ。)及び指定放課後 等デイサービス事業所(以下この章において「多機能型 事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能 型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、 第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6 項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項(第 187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわ らず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及び サービス管理責任者を除く。) のうち1人以上は、常勤 でなければならない。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下こ

る者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第198条の5第1項中「第200条の5」とあるのは「第200条の12」と、「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第198条の6第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条の12」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章 多機能型に関する特例 (従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立 訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事 業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型 事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童 発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定 通所支援基準条例第63条第1項の指定医療型児童発達支 援事業所をいう。次項において同じ。)及び指定放課後 等デイサービス事業所(以下この章において「多機能型 事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能 型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、 第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6 項、第163条第4項並びに第174条第4項(第187条にお いて準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、当該 多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管 理責任者を除く。) のうち1人以上は、常勤でなければ ならない。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下こ

の条において同じ。)は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第6項並びに第174条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(第203条省略)

第16章 削除

第204条及び第205条 削除

第17章 雑則

(第206条省略)

附則

(第1項から第5項まで省略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利 用する場合の特例)

6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定 共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同 行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができ る者であって、区分省令第1条第5号の区分4、同条第 6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するもの が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業 所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従 業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を 希望する場合については、平成33年3月31日までの間、 の条において同じ。)は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び<u>第5項</u>並びに第174条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(第203条省略)

第16章 削除

第204条及び第205条 削除

第17章 雜則

(第206条省略)

附則

(第1項から第5項まで省略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利 用する場合の特例)

6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定 共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同 行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができ る者であって、区分省令第1条第5号の区分4、同条第 6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するもの が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業 所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従 業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を 希望する場合については、令和6年3月31日までの間、 当該利用者について、第199条第3項及び第200条の12第4項の規定は、適用しない。

7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定 共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第 5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区 分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定 共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生 活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介 護に係るものに限る。第1号及び第2号において同 じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該 当する場合については、平成33年3月31日までの間、当 該利用者について、第199条第3項及び第200条の12第4 項の規定は、適用しない。

(第1号、第2号及び第8項から第13項まで省略) 附 則(平成25年3月横浜市条例第24号) (本文省略)

附 則(平成25年9月横浜市条例第57号) (本文省略)

附 則(平成26年2月横浜市条例第9号) (施行期日)

(第1項省略)

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、 運営等の基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) (第2項から第5項まで省略)

附 則(平成26年12月横浜市条例第87号) (本文省略)

附 則(平成27年3月横浜市条例第35号) (本文省略)

附 則(平成28年2月横浜市条例第11号) (本文省略)

附 則(平成28年3月横浜市条例第31号) 抄 (施行期日)

(第1項省略)

当該利用者について、第199条第3項及び第200条の12第4項の規定は、適用しない。

7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定 共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第 5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区 分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定 共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生 活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介 護に係るものに限る。第1号及び第2号において同 じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該 当する場合については、今和6年3月31日までの間、当 該利用者について、第199条第3項及び第200条の12第4 項の規定は、適用しない。

(第1号、第2号及び第8項から第13項まで省略) 附 則(平成25年3月横浜市条例第24号) (本文省略)

附 則(平成25年9月横浜市条例第57号) (本文省略)

附 則 (平成26年2月横浜市条例第9号) (施行期日)

(第1項省略)

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、 運営等の基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

(第2項から第5項まで省略)

附 則(平成26年12月横浜市条例第87号) (本文省略)

附 則(平成27年3月横浜市条例第35号) (本文省略)

附 則(平成28年2月横浜市条例第11号) (本文省略)

附 則(平成28年3月横浜市条例第31号) 抄 (施行期日)

(第1項省略)

TB	74 T #
	改 正 案
附 則(平成29年3月横浜市条例第20号)	附 則(平成29年3月横浜市条例第20号)
(本文省略)	(本文省略)
附 則(平成30年3月横浜市条例第36号) 抄	附 則(平成30年3月横浜市条例第36号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
(第1項省略)	(第1項省略)
	附 則(令和3年3月横浜市条例第 号)
	(施行期日)
	1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
	(虐待の防止のための措置に係る経過措置)
	2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から
	令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後
	の横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、
	運営等の基準に関する条例(以下「新指定障害福祉サー
	ビス基準条例」という。)第3条第3項及び第41条の2
	(新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の
	5、第49条、第78条、第95条、第95条の6、第110条、
	第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159
	条、第159条の 5、第172条、第185条、第190条、第194
	条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条
	及び第201条の12において準用する場合を含む。)の規
	定の適用については、これらの規定中「講じなければ」
	とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
	(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
	3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福
	祉サービス基準条例第34条の2(新指定障害福祉サービ
	ス基準条例第44条、第44条の 5、第49条、第78条、第95
	条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第
	149条、第149条の 5、第159条、第159条の 5、第172
	条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194
	条の20、第200条の5、第201条及び第201条の12におい
	て準用する場合を含む。)の規定の適用については、新
	指定障害福祉サービス基準条例第34条の2第1項中「講
	じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」

現 行	改正案
	と、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2第2項
	中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めな
	ければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の
	2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とす
	<u> </u>
	<u></u>   (感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措
	置に係る経過措置)
	一   一   一   一   一   一   一   一   一   一
	ビス基準条例第44条、第44条の 5 、第49条、第123条、
	第194条の12及び第194条の20において準用する場合を含
	む。)、第73条第2項及び第92条第2項(新指定障害福
	<u>祉サービス基準条例第95条の6、第110条、第110条の</u>
	5、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第
	172条、第185条、第190条、第194条、第200条の5、第
	201条及び第201条の12において準用する場合を含む。)
	の規定の適用については、これらの規定中「講じなけれ
	ば」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
	(身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置)
	5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福
	祉サービス基準条例第36条の2第3項(新指定障害福祉
	サービス基準条例第44条、第44条の5、第78条、第95
	条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第
	149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172
	条、第185条、第190条、第194条、第200条の 5、第201
	条及び第201条の12において準用する場合を含む。)の
	規定の適用については、これらの規定中「講じなけれ
	ば」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

## 新旧対照表

(横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例)

現 行

改 正 案

横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準 に関する条例

平成24年12月横浜市条例第65号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 指定障害者支援施設の指定(第4条)

第3章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に 関する基準

第1節 人員に関する基準(第5条―第8条)

第2節 設備に関する基準 (第9条・第10条)

第3節 運営に関する基準 (第11条 第61条)

第4章 雑則 (第62条)

附則

(第1条及び第2条省略)

(指定障害者支援施設等の一般原則)

第3条 (第1項及び第2項省略)

3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(第4項省略)

(第4条 省略)

第3章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその 員数は、次のとおりとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 就労移行支援を行う場合

横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準 に関する条例

令和3年3月横浜市条例第 号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 指定障害者支援施設の指定(第4条)

第3章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に 関する基準

第1節 人員に関する基準 (第5条 第8条)

第2節 設備に関する基準 (第9条・第10条)

第3節 運営に関する基準 (第11条 第61条)

第4章 雑則 (第62条)

附則

(第1条及び第2条省略)

(指定障害者支援施設等の一般原則)

第3条 (第1項及び第2項省略)

3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければ</u>ならない。

(第4項省略)

(第4条 省略)

第3章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び 運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその 員数は、次のとおりとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 就労移行支援を行う場合

(アからウまで省略)

<u>エ</u> ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

才 (本文省略)

(第5号、第6号、第2項及び第3項省略)

第6条 削除

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の 員数)

- 第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及び工並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及び<u>オ並び</u> に第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理 責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施 設等が提供する昼間実施サービスのうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分 に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置く べきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上 は、常勤でなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(第8条から第14条まで省略)

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練 (機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又 は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該 指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サー 改正案

(アからウまで省略)

(削除)

エ (本文省略)

(第5号、第6号、第2項及び第3項省略)

第6条 削除

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の 員数)

- 第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及び<u>工並び</u> に第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理 責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施 設等が提供する昼間実施サービスのうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分 に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置く べきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上 は、常勤でなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(第8条から第14条まで省略)

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練 (機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又 は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該 指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サー ビスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第64号)第80条第1項に規定する指定生活介護事業者、同条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、同条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、同条例第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者、同条例第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者、同条例第189条第1項に規定する指定就労移行支援事業者、同条例第189条第1項に規定する指定就労移行支援事業者、同条例第189条第1項に規定する指定就労移行支援事業者、同条例第189条第1項に規定する指定就労移行支援事業者、同条例第189条第1項に規定する指定就労移行支援事業者、同条例第189条第1項に規定する指定就労移行支援事業者、同条例第189条第1項に規定する指定就労移行支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(第2項省略)

(第16条から第26条まで省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 (第1項から第4項まで省略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(第6項から第10項まで省略)

(第28条から第35条まで省略)

(職場への定着のための支援の実施)

第36条 (第1項及び第2項省略)

ビスを提供する地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、 利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能 訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労 継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合 は、適当な他の指定障害者支援施設等、横浜市指定障害 福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関 する条例(平成24年12月横浜市条例第64号。以下 「指 定障害福祉サービス基準条例」という。)第80条第1項 に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス 基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能 訓練)事業者、指定障害福祉サービス基準条例第153条 第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、指 定障害福祉サービス基準条例第163条第1項に規定する 指定就労移行支援事業者、指定障害福祉サービス基準条 例第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業 者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければ ならない。

(第2項省略)

(第16条から第26条まで省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 (第1項から第4項まで省略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の 作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス 等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、 テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電 話装置等」という。)を活用して行うことができるもの とする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サー ビス計画の原案の内容について意見を求めるものとす る。

(第6項から第10項まで省略)

(第28条から第35条まで省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第36条 (第1項及び第2項省略)

現 行	改正案
	3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当た
	っては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サ
	ービス基準条例第194条の2に規定する指定就労定着支
	援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第
	1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定
	就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業
	者(指定障害福祉サービス基準条例第194条の3第1項
	に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同
	じ。) との連絡調整を行わなければならない。
	4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に
	当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望
	する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後
	速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定
	就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならな
	<u> </u>
(第37条から第45条まで省略)	(第37条から第45条まで省略)
(運営規程)	(運営規程)
第46条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営	第46条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営
についての重要事項に関する運営規程( <u>第52条</u> において	についての重要事項に関する運営規程(第52条第1項に
「運営規程」という。)を定めておかなければならな	おいて「運営規程」という。)を定めておかなければな
l, γ <sub>o</sub>	らない。
(第1号から第13号まで省略)	(第1号から第13号まで省略)
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第47条 (第1項から第3項まで省略)	第47条 (第1項から第3項まで省略)
<u>(新設)</u>	4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービ
	スの提供を確保する観点から、職場において行われる性
	的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業
	務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就
	業環境が害されることを防止するための方針の明確化そ
	の他の必要な措置を講じなければならない。
_(新設)_	_(業務継続計画の策定等)_
	第47条の2 指定障害者支援施設等は、感染症、非常災害
	等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サー

現 行	改正案
	ビスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で
	早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計
	画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要
	な措置を講じなければならない。
	2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計
	画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定
	期的に実施しなければならない。
	3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見
	直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(第48条省略)	(第48条省略)
(非常災害の対策)	(非常災害の対策)
第49条 (第1項及び第2項省略)	第49条 (第1項及び第2項省略)
	3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施
	に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努め
	<u>なければならない。</u>
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第50条 (第1項省略)	第50条 (第1項省略)
2 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等にお	2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等
いて感染症 <u>又は</u> 食中毒が発生し、 <u>又は</u> まん延しないよう	<u>に</u> おいて感染症 <u>及び</u> 食中毒が発生し、 <u>及び</u> まん延しない
に <u>必要な措置を講ずるよう努めなければ</u> ならない。	ように、次に掲げる措置を講じなければならない。
<u>(新設)</u>	(1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食
	中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する
	委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ
	るものとする。)を定期的に開催するとともに、その
	結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食
	中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
	(a) Note the department of the 150 blood (blood (bl
	(3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対
	し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため
	の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための
	訓練を定期的に実施すること。

(第51条省略)

(第51条省略)

現	改 正 案
(掲示)	(掲示)
第52条 (第1項省略)	第52条 (第1項省略)
<u>(新設)</u>	2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する重要事項を
	記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、
	かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることに
	より、同項の規定による掲示に代えることができる。
(身体拘束等の禁止)	(身体拘束等の禁止)
第53条 (第1項及び第2項省略)	第53条 (第1項及び第2項省略)
_(新設)	3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図る
	ため、次に掲げる措置を講じなければならない。
	(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員
	会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも
	のとする。)を定期的に開催するとともに、その結果
	について、従業者に周知徹底を図ること。
	(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するこ
	<u>Ł.</u>
	(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修
	を定期的に実施すること。
(第54条から第59条まで省略)	(第54条から第59条まで省略)
_(新設)_	(虐待の防止)
	第59条の2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はそ
	の再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければ
	ならない。
	(1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止の
	ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活
	用して行うことができるものとする。) を定期的に開
	催するとともに、その結果について、従業者に周知徹
	底を図ること。
	(2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対
	し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するこ
	<u> と。</u>
	(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当

者を置くこと。

現

行

(第60条から第62条まで省略)

附則

(第1項省略)

(経過的指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数) 2 当分の間、第1号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定め る者に対する生活介護、規則附則第1条の2に規定する 特定旧法受給者に対する就労継続支援A型若しくは就労 継続支援B型又は第6号に規定する厚生労働大臣が定め る者に対する施設入所支援を提供する指定障害者支援施 設(以下「経過的指定障害者支援施設」という。)に置 くべき従業者及びその員数は、第5条の規定にかかわら ず、次のとおりとする。

> (第1号から第6号まで及び第3項から第23項まで 省略)

(職場への定着のための支援の実施)

24 (本文省略)

(新設)

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

25 (本文省略)

(経過的指定障害者支援施設に関する読替え)

26 経過的指定障害者支援施設について第15条、第23条、 第31条及び第32条の規定を適用する場合においては、第 15条第1項中「又は就労継続支援B型」とあるのは「、 就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、「同条例 第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業 者」とあるのは「同条例第174条第1項に規定する指定 就労継続支援A型事業者、同条例第189条第1項に規定 する指定就労継続支援B型事業者」と、第23条第3項第 改正案

(第60条から第62条まで省略)

附 則

(第1項省略)

(経過的指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数) 2 当分の間、第1号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定め る者に対する生活介護、規則附則第1条の2に規定する ものに対する就労継続支援A型若しくは就労継続支援B 型又は第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対す る施設入所支援を提供する指定障害者支援施設(以下 「経過的指定障害者支援施設」という。) に置くべき従 業者及びその員数は、第5条の規定にかかわらず、次の とおりとする。

> (第1号から第6号まで及び第3項から第23項まで 省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

- 24 (本文省略)
- 25 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又 は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指 定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定 する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支 援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡 調整に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

(本文省略) 26

(経過的指定障害者支援施設に関する読替え)

27 経過的指定障害者支援施設について第15条、第23条、 第31条及び第32条の規定を適用する場合においては、第 15条第1項中「又は就労継続支援B型」とあるのは「、 就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、「指定障 害福祉サービス基準条例第189条第1項に規定する指定 就労継続支援B型事業者」とあるのは「指定障害福祉サ ービス基準条例第174条第1項に規定する指定就労継続 支援A型事業者、指定障害福祉サービス基準条例第189

2号、第31条第2項及び第32条中「又は就労継続支援B型」とあるのは「、就労継続支援A型又は就労継続支援 B型」とする。

(多目的室の経過措置)

27 (本文省略)

(居室の定員の経過措置)

28 (本文省略)

(居室面積の経過措置)

- 29 (本文省略)
- 30 (本文省略)
- 31 (本文省略)
- 32 (本文省略)

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

- 33 (本文省略)
- 34 (本文省略)

(廊下幅の経過措置)

- 35 (本文省略)
- 36 (本文省略)
- 37 (本文省略)
- 38 (本文省略)

附 則(平成25年3月横浜市条例第24号)

(本文省略)

附 則(平成26年2月横浜市条例第9号) 抄 (本文省略)

附 則(平成30年3月横浜市条例第36号) (第1項省略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基 準に関する条例第6条及び第10条の規定の適用を受けて いる指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123

## 改正案

条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者」と、 第23条第3項第2号、第31条第2項及び第32条中「又は 就労継続支援B型」とあるのは「、就労継続支援A型又 は就労継続支援B型」とする。

(多目的室の経過措置)

28 (本文省略)

(居室の定員の経過措置)

29 (本文省略)

(居室面積の経過措置)

- 30 (本文省略)
- 31 (本文省略)
- 32 (本文省略)
- 33 (本文省略)

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

- 34 (本文省略)
- <u>35</u> (本文省略)

(廊下幅の経過措置)

- 36 (本文省略)
- 37 (本文省略)
- 38 (本文省略)
- 39 (本文省略)

附 則(平成25年3月横浜市条例第24号)

(本文省略)

附 則(平成26年2月横浜市条例第9号) 抄

(本文省略)

附 則(平成30年3月横浜市条例第36号) (第1項省略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基 準に関する条例第6条及び第10条の規定の適用を受けて いる指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123 号)第29条第1項の指定障害者支援施設をいう。)については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

号)第29条第1項の指定障害者支援施設をいう。)については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、<u>今和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月横浜市条例第 号) (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (虐待の防止のための措置に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から 令和4年3月31日までの間、第2条の規定による改正後 の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の 基準に関する条例(以下「新指定障害者支援施設等基準 条例」という。)第3条第3項及び第59条の2の規定の 適用については、これらの規定中「講じなければ」とあ るのは、「講ずるよう努めなければ」とする。 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害者 支援施設等基準条例第47条の2の規定の適用について は、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2第1項 中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなけれ ば」と、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2第 2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努 めなければ」と、新指定障害者支援施設等基準条例第47 条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」 とする。

(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害者 支援施設等基準条例第50条第2項の規定の適用について は、同項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずる よう努めなければ」とする。

(身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置)

	-1
現 行	改正案
	5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害者
	支援施設等基準条例第53条第3項の規定の適用について
	は、同項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずる
	よう努めなければ」とする。

## 新旧対照表

(横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例)

現 行	改正案
横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関す	横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関す
る条例	る条例
平成24年12月横浜市条例第66号	令和3年3月横浜市条例第 号
目次	目次
第1章 総則(第1条—第3条)	第1章 総則(第1条—第3条)
第2章 療養介護(第4条— <u>第32条</u> )	第2章 療養介護(第4条―第32条の2)
第3章 生活介護(第33条—第50条)	第3章 生活介護(第33条—第50条)
第4章 自立訓練(機能訓練)(第51条—第55条)	第4章 自立訓練(機能訓練)(第51条—第55条)
第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条—第60条)	第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条—第60条)
第6章 就労移行支援(第61条—第69条)	第6章 就労移行支援(第61条—第69条)
第7章 就労継続支援A型(第70条—第84条)	第7章 就労継続支援A型(第70条—第84条)
第8章 就労継続支援B型(第85条—第87条)	第8章 就労継続支援B型(第85条—第87条)
第9章 多機能型に関する特例(第88条―第90条)	第9章 多機能型に関する特例(第88条―第90条)
第10章 雑則(第91条)	第10章 雑則(第91条)
附則	附則
(第1条及び第2条省略)	(第1条及び第2条省略)
(障害福祉サービス事業者の一般原則等)	(障害福祉サービス事業者の一般原則等)
第3条 (第1項及び第2項省略)	第3条 (第1項及び第2項省略)
3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐	3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐
待の防止等のため、 責任者の設置その他の必要な体制の	待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、
整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その	その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなけれ
他の措置を講ずるよう努めなければならない。	<u>ば</u> ならない。
(第4項及び第5項省略)	(第4項及び第5項省略)
(第4条から第7条まで省略)	(第4条から第7条まで省略)
(非常災害の対策)	(非常災害の対策)
第8条 (第1項及び第2項省略)	第8条 (第1項及び第2項省略)
(新設)	3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当た
	って、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなけれ
	<u>ばならない。</u>

(第9条から第16条まで省略)

(療養介護計画の作成等)

第17条 (第1項から第4項まで省略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議 (利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を 招集して行う会議をいう。)を開催し、前項の療養介護計 画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(第6項から第10項まで省略)

(第18条から第24条まで省略)

(勤務体制の確保等)

第25条 (第1項から第3項まで省略)

(新設)

(新設)

(第26条省略)

改正案

(第9条から第16条まで省略)

(療養介護計画の作成等)

第17条 (第1項から第4項まで省略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(第6項から第10項まで省略)

(第18条から第24条省略)

(勤務体制の確保等)

第25条 (第1項から第3項まで省略)

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する 観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的 な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な 範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されること を防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講 じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第25条の2 療養介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを 行い、必要に応じてその変更を行うものとする。 (第26条省略)

改正案
(衛生管理等)
第27条 (第1項省略)
2 療養介護事業者は、 <u>当該療養介護事業所</u> において感染
症及び食中毒が発生し、 <u>及び</u> まん延しないように <u>、次に</u>
<u>掲げる措置を講じなければ</u> ならない。
(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の
予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの
とする。)を定期的に開催するとともに、その結果につ
いて、職員に周知徹底を図ること。
(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の
予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症
及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並び
に感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期
的に実施すること。
(身体拘束等の禁止)
第28条 (第1項及び第2項省略)
3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、
<u>次</u> に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員
会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも
のとする。)を定期的に開催するとともに、その結果に
ついて、職員に周知徹底を図ること。
(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定
期的に実施すること。
(第29条から第32条まで省略)
_(虐待の防止)_
第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発
を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならな
<u> </u>

現 行	改 正 案
	対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して
	行うことができるものとする。) を定期的に開催すると
	ともに、その結果について、職員に周知徹底を図るこ
	<u>Ł.</u>
	(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の
	防止のための研修を定期的に実施すること。
	(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当
	者を置くこと。
(第33条から第44条まで省略)	(第33条から第44条まで省略)
(職場への定着のための <u>支援</u> の実施)	(職場への定着のための <u>支援等</u> の実施)
第44条の2 (第1項省略)	第44条の2 (第1項省略)
_(新設)_	2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生
	活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者
	が、指定就労定着支援(横浜市指定障害福祉サービスの
	事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24
	年条例第64号) 第194条の2に規定する指定就労定着支援
	をいう。以下同じ。) の利用を希望する場合には、前項に
	規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定
	着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同
	条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事
	業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければな
	らない。
(第45条から第47条まで省略)	(第45条から第47条まで省略)
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第48条 (第1項省略)	第48条 (第1項省略)
2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症及	2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染
び食中毒が発生し、 <u>又は</u> まん延しないように <u>必要な措置</u>	症及び食中毒が発生し、 <u>及び</u> まん延しないように、 <u>次に</u>
<u>を講ずるよう努めなければ</u> ならない。	掲げる措置を講じなければならない。
_(新設)_	(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の
	予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
	<u>(</u> テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの
	とする。)を定期的に開催するとともに、その結果につ
	いて、職員に周知徹底を図ること。

(第49条省略)

(準用)

第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から<u>第32条</u>までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。

(第51条から第55条まで省略)

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条</u>まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と読み替えるものとする。

(第56条から第59条まで省略)

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36

- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症 及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並び に感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期 的に実施すること

(第49条省略)

(準用)

第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から<u>第32条の2</u>までの規定は、 生活介護の事業について準用する。この場合において、 第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項 及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは、「生 活介護計画」と読み替えるものとする。

(第51条から第55条まで省略)

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と読み替えるものとする。

(第56条から第59条まで省略)

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から

条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「6月」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「6月」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(第61条及び第62条省略)

(職員の配置の基準)

第63条 (第1項から第5項まで省略)

- 6 第1項第3号の就労支援員のうち1人以上は、常勤で なければならない。
- 7 (本文省略)

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第64条 (第1項省略)

2 前条第2項から<u>第5項まで及び第7項</u>の規定は、前項 の職員及びその員数について準用する。

(第64条の2から第66条まで省略)

(職場への定着のための支援の実施)

第67条 (第1項省略)

(新設)

第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「6月」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(第61条及び第62条省略)

(職員の配置の基準)

第63条 (第1項から第5項まで省略)

(削除)

6 (本文省略)

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第64条 (第1項省略)

2 前条第2項から<u>第6項まで</u>の規定は、前項の職員及び その員数について準用する。

(第64条の2から第66条まで省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第67条 (第1項省略)

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援 の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了 した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられる よう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなけ ればならない。

(第68条省略)

(第68条省略)

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援計画」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援計画」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(第70条から第71条の2まで省略)

(新設)

(第72条から第81条まで省略)

(職場への定着のための支援の実施)

第82条 (第1項省略)

(新設)

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(第70条から第71条の2まで省略)

(運営状況に関する評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(第72条から第81条まで省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第82条 (第1項省略)

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着 支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が 終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けら れるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努め なければならない。 (第83条省略)

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条</u>まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

(第85条及び第86条省略)

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条</u>まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## (第88条省略)

(職員の員数等の特例)

第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型 事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体 的に行う場合にあっては、当該多機能型児童発達支援事 業等を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未 満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8 項、第59条第7項、第63条第5項及び第6項並びに第74 条第5項(第87条において準用する場合を含む。)の規定 にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多 機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあって (第83条省略)

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

(第85条及び第86条省略)

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と 読み替えるものとする。

(第88条省略)

(職員の員数等の特例)

第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型 事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体 的に行う場合にあっては、当該多機能型児童発達支援事 業等を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満 である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、 第59条第7項、第63条第5項並びに第74条第5項(第87 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、 当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達 支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支 は、指定通所支援基準条例の規定により当該多機能型児 童発達支援事業等を行う事業所に置くべきものとされる 職員(指定通所支援基準条例第6条第1項第2号の児童 発達支援管理責任者を除く。)を含み、管理者、医師及び サービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、常勤で なければならない。

2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第7項並びに第74条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(第90条及び第91条省略)

附 則(平成25年3月横浜市条例第24号) (本文省略)

附 則(平成26年2月横浜市条例第9号) 抄 (施行期日)

(第1項省略)

附 則(平成26年12月横浜市条例第87号) (本文省略)

附 則(平成29年3月横浜市条例第20号) (本文省略)

附 則(平成30年3月横浜市条例第36号) 抄 (施行期日)

(第1項省略)

援基準条例の規定により当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第6条第1項第2号の児童発達支援管理責任者を除く。)を含み、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならない。

2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び<u>第6項</u>並びに第74条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(第90条及び第91条省略)

附 則(平成25年3月横浜市条例第24号) (本文省略)

附 則(平成26年2月横浜市条例第9号) 抄(施行期日)

(第1項省略)

附 則(平成26年12月横浜市条例第87号) (本文省略)

附 則(平成29年3月横浜市条例第20号) (本文省略)

附 則(平成30年3月横浜市条例第36号) 抄 (施行期日)

(第1項省略)

現 行	改 正 案
	附 則(令和3年3月横浜市条例第 号)
	1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u>
	(虐待の防止のための措置に係る経過措置)
	和4年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の
	横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関
	する条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。)
	第3条第3項及び第32条の2(新障害福祉サービス基準
	条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条
	において準用する場合を含む。)の規定の適用について
	は、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ず
	るよう努めなければ」とする。
	(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
	3 施行日から令和6年3月31日までの間、新障害福祉サ
	ービス基準条例第25条の2(新障害福祉サービス基準条
	例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条に
	おいて準用する場合を含む。) の規定の適用については、
	新障害福祉サービス基準条例第25条の2第1項中「講じ
	なければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新
	障害福祉サービス基準条例第25条の2第2項中「実施し
	なければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、
	新障害福祉サービス基準条例第25条の2第3項中「行う」
	とあるのは「行うよう努める」とする。
	(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措
	置に係る経過措置)
	4 施行日から令和6年3月31日までの間、新障害福祉サ
	ービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項(新障害
	福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第84条及
	び第87条において準用する場合を含む。) の規定の適用に
	ついては、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、
	「講ずるよう努めなければ」とする。
	(身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置)

	T
現 行	改 正 案
	5 施行日から令和4年3月31日までの間、新障害福祉サ
	ービス基準条例第28条第3項(新障害福祉サービス基準
	条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条
	において準用する場合を含む。)の規定の適用について
	は、同項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよ
	う努めなければ」とする。

## 新旧対照表

(横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例)

現 行

横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関す る条例

平成24年12月横浜市条例第67号

(第1条省略)

(基本方針等)

第2条 (第1項から第3項まで省略)

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(第5項及び第6項省略)

(第3条省略)

(非常災害の対策)

第4条 (第1項及び第2項省略)

(新設)

(第5条から第12条まで省略)

(新設)

改正案

横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関す る条例

令和3年3月横浜市条例第 号

(第1条省略)

(基本方針等)

第2条 (第1項から第3項まで省略)

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければ</u>ならない。

(第5項及び第6項省略)

(第3条省略)

(非常災害の対策)

第4条 (第1項及び第2項省略)

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施 に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努め なければならない。

(第5条から第12条まで省略)

(勤務体制の確保等)

- 第13条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適 切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定 めておかなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センター の職員によってサービスを提供しなければならない。た だし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務につい ては、この限りでない。
- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のため に、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ

現行	改正案
	相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害され
	ることを防止するための方針の明確化その他の必要な措
	置を講じなければならない。
(第14条省略)	(第14条省略)
(新設)	(業務継続計画の策定等)
	第14条の2 地域活動支援センターは、感染症、非常災害
	等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を
	継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再
	開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)
	を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じな
	<u>ければならない。</u>
	2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画
	について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期
	的に実施しなければならない。
	3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見
	直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第15条 (第1項省略)	第15条 (第1項省略)
2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センター	2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センター
において感染症及び食中毒が発生し、 <u>又は</u> まん延しない	において感染症及び食中毒が発生し、 <u>及び</u> まん延しない
ように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	ように、 <u>次に掲げる措置を講じなければ</u> ならない。
	(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食
	中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する
	委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下
	「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うこと
	ができるものとする。)を定期的に開催するととも
	に、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
	(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食
	中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
	<u>こと。</u>
	(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、
	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研
	1

修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

現 行	改正案
	を定期的に実施すること。
(第16条から第18条まで省略)	(第16条から第18条まで省略)
	(虐待の防止)
	第18条の2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はそ
	の再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければ
	<u> ならない。</u>
	(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止の
	ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活
	用して行うことができるものとする。) を定期的に開
	催するとともに、その結果について、職員に周知徹底
	<u>を図ること。</u>
	(2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、
	<u>虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u>
	(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当
	<u>者を置くこと。</u>
(第19条省略)	(第19条省略)
附則	附則
(本文省略)	(本文省略)
	附 則(令和3年3月横浜市条例第 号)
	(施行期日)
	1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
	(虐待の防止のための措置に係る経過措置)
	2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から
	令和4年3月31日までの間、第4条の規定による改正後
	の横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に
	関する条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」
	という。)第2条第4項及び第18条の2の規定の適用に
	ついては、これらの規定中「講じなければ」とあるの
	は、「講ずるよう努めなければ」とする。
	(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
	3 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域活動支
	接センター基準条例第14条の2の規定の適用について
	は、新地域活動支援センター基準条例第14条の2第1項

現 行	改 正 案
<u>ゲ</u> に 1 J	
	中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなけれ
	ば」と、新地域活動支援センター基準条例第14条の2第
	2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努
	めなければ」と、新地域活動支援センター基準条例第14
	条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」
	<u>とする。</u>
	(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措
	置に係る経過措置)
	4 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域活動支
	援センター基準条例第15条第2項の規定の適用について
	は、同項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずる
	よう努めなければ」とする。

## 新旧対照表

(横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例)

現 行 改正案

横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月横浜市条例第68号

(基本方針等)

(第1条省略)

第2条 (第1項から第3項まで省略)

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の ため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとと もに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講</u>ず るよう努めなければならない。

(第5項及び第6項省略)

(第3条及び第4条省略)

(非常災害の対策)

第5条 (第1項及び第2項省略)

(新設)

(第6条から第11条まで省略)

(新設)

横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 令和3年3月横浜市条例第 号

(第1条省略)

(基本方針等)

第2条 (第1項から第3項まで省略)

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の ため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対 し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(第5項及び第6項省略)

(第3条及び第4条省略)

(非常災害の対策)

第5条 (第1項及び第2項省略)

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(第6条から第11条まで省略)

(勤務体制の確保等)

- 第11条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービ スを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかな ければならない。
- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービ スを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に 直接影響を及ぼさない業務については、この限りでな い。
- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修 の機会を確保しなければならない。
- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防

現 行	改正案
	止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じな
	ければならない。
(第12条省略)	(第12条省略)
(新設)	_(業務継続計画の策定等)_
	第12条の2 福祉ホームは、感染症、非常災害等の発生時
	において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実
	施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた
	めの計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当
	<u>該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならな</u>
	<u> </u>
	2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周
	知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し
	<u>なければならない。</u>
	3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、
	必要に応じてその変更を行うものとする。
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第13条 (第1項省略)	第13条 (第1項省略)
2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生	2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生
し、 <u>又は</u> まん延しないように必要な措置を <u>講ずるよう努</u>	し、 <u>及び</u> まん延しないように、 <u>次に掲げる措置を講じな</u>
<u>めなければ</u> ならない。	<u>ければ</u> ならない。
	(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延
	の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装
	置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」と
	いう。) を活用して行うことができるものとする。) を
	<u>定期的に開催するとともに、その結果について、職員</u>
	に周知徹底を図ること。
	(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延
	<u>の防止のための指針を整備すること。</u>
	(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予
	防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に
	実施すること。
(第14条から第16条まで省略)	(第14条から第16条まで省略)
<u>(新設)</u>	_(虐待の防止)

第16条の2 福祉ホームは、虚侍の業生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関値するとともに、その結果について、職員に関知徹底を図ること。 (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に関知徹底を図ること。 (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に関知徹底を図ること。 (3) 前2号に掲げる措置を連切に実施すること。 (3) 前2号に掲げる措置を連切に実施するための担当者を置くこと。 (第17条省略) 附則 (本文省略) 附別 (本文省略) 附別 (本文省略) 所別 (令和3年3月横浜市条例第号)。(施行期日) 1 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、第5条の規定による改正後の構造市福祉ホームの設信及び運営の基準に関する条例(以下「節福祉ホームと準条例という。)第2条第4項及び第6条の2の規定の適用については、これらの規定申請となければ」とあるのは、直書するよう努めなければ」とまる。 (実務総論)側の策定等に係る経過措置) 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新衛社ホーム基準条例第12条の2の規定の適用については、新衛社ホーム基準条例第12条の2の規定の適用については、新衛社ホーム基準条例第12条の2の規定の適用については、新衛社ホーム基準条例第12条の2の規定の適用については、新衛社ホーム基準条例第12条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「議するよう努めなければ」と、新福祉ホーム基準条例第12条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「議するよう努めなければ」と、新福祉ホーム基準条例第12条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「議するよう努めなければ」と、新福祉ホーム基準条例第12条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「議するよう努めなければ」と、新福祉ホーム基準条例第12条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努力なければ」と、新福祉ホーム基準条例第12条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努力なければ」と、新福祉ホーム基準条例第12条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは、実施するよう努力なければ」と、新福祉ホーム基準条例第12条の2第2項中で表述しませればしませれば、対策を持定しませれば、対策を対するよう努力なければ、とませれば、ませれば、ませれば、ませれば、ませれば、ませれば、ませれば、ませれば、

TI /-	71
現行	改正案
	(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経
	過措置)
	4 施行日から令和6年3月31日までの間、新福祉ホーム
	基準条例第13条第2項の規定の適用については、同項規
	定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなけ
	<u>れば」とする。</u>

## 新旧対照表

(横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例)

現 行

改正案

横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月横浜市条例第69号 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和3年3月横浜市条例第 号

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 設備及び運営に関する基準(第4条―第45条)

第3章 雑則 (第46条)

附則

第1章 総則

(第1条及び第2条省略)

(障害者支援施設の一般原則等)

第3条 (第1項及び第2項省略)

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止 等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行う とともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を 講ずるよう努めなければならない。

(第4項及び第5項省略)

第2章 設備及び運営に関する基準

(第4条から第6条まで省略)

(非常災害の対策)

第7条 (第1項及び第2項省略)

(新設)

(第8条から第10条まで省略)

(職員の配置の基準)

第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、 次のとおりとする。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 就労移行支援を行う場合

(アからウまで省略)

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 設備及び運営に関する基準 (第4条<u>第45条の</u> 2)

第3章 雜則(第46条)

附則

第1章 総則

(第1条及び第2条省略)

(障害者支援施設の一般原則等)

第3条 (第1項省及び第2項省略)

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければ</u>ならない。

(第4項及び第5項省略)

第2章 設備及び運営に関する基準

(第4条から第6条まで省略)

(非常災害の対策)

第7条 (第1項及び第2項省略)

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(第8条から第10条まで省略)

(職員の配置の基準)

第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、 次のとおりとする。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 就労移行支援を行う場合

(アからウまで省略)

<u>エ</u> <u>ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤で</u> なければならない。

才 (本文省略)

(第1項第6号から第4項まで省略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

- 第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及び工並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(が)及びオ、第3号ア(が)及びカ、第4号ア(が)及びオ、第5号ア(が)、イ(が)及び<u>オ並びに</u>第6号ア(が)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(第13条から第18条まで省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の 作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス 等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>い</u>
  - <u>う</u>。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス 計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(削除)

工 (本文省略)

(第1項第6号から第4項まで省略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

- 第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。) 並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(対)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(対)、イ(イ)及び工並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(第13条から第18条まで省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (第1項から第4項まで省略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の 作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス 等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>いい、</u> テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電 話装置等」という。)を活用して行うことができるものと

現 行	改正案
	<u>する</u> 。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス
	計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
(第6項から第10項まで省略)	(第6項から第10項まで省略)
(第20条から第27条まで省略)	(第20条から第27条まで省略)
(職場への定着のための <u>支援</u> の実施)	(職場への定着のための <u>支援等</u> の実施)
第28条 (第1項及び第2項省略)	第28条 (第1項及び第2項省略)
_(新設)	3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、
	利用者が、指定就労定着支援(横浜市指定障害福祉サー
	ビスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
	(平成24年12月横浜市条例第64号)第194条の2に規定す
	る指定就労定着支援をいう。以下同じ。) の利用を希望す
	る場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速
	やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就
	労定着支援事業者(同条例第194条の3第1項に規定する
	指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。) との連絡調
	整を行わなければならない。
	4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっ
	ては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場
	合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やか
	に当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定
	着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
(第29条から第36条まで省略)	(第29条から第36条まで省略)
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第37条 (第1項から第3項まで省略)	第37条 (第1項から第3項まで省略)
<u>(新設)</u>	4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提
	供を確保する観点から、職場において行われる性的な言
	動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必
	要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が
	害されることを防止するための方針の明確化その他の必
	要な措置を講じなければならない。
<u>(新設)</u>	(業務継続計画の策定等)
	第37条の2 障害者支援施設は、感染症、非常災害等の発
	生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの

現 行	改正案
	提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の
	業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい
	う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講
	じなければならない。
	2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画につい
	て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実
	施しなければならない。
	3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを
	行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(第38条省略)	(第38条省略)
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第39条 (第1項省略)	第39条 (第1項省略)
2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又	2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染
<u>は</u> 食中毒が発生し、 <u>又は</u> まん延しないように <u>必要な措置</u>	症 <u>及び</u> 食中毒が発生し、 <u>及び</u> まん延しないように、次 <u>に</u>
を講ずるよう努めなければならない。	掲げる措置を講じなければならない。
_(新設)_	(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の
	予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
	(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの
	とする。) を定期的に開催するとともに、その結果につ
	いて、職員に周知徹底を図ること。
	(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の
	予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
	(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症
	及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並び
	に感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期
	的に実施すること。
(第40条省略)	(第40条省略)
(身体拘束等の禁止)	(身体拘束等の禁止)
第41条 (第1項及び第2項省略)	第41条 (第1項及び第2項省略)
<u>(新設)</u>	3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、
	次に掲げる措置を講じなければならない。
	(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員
	会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

現 行	改正案
	のとする。) を定期的に開催するとともに、その結果に
	ついて、職員に周知徹底を図ること。
	(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
	(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定
	期的に実施すること。
(第42条から第45条まで省略)	(第42条から第45条まで省略)
(新設)	(虐待の防止)
	第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発
	を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならな
	<u> </u>
	(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための
	対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して
	行うことができるものとする。) を定期的に開催する
	とともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
	<u>こと。</u>
	(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の
	防止のための研修を定期的に実施すること。
	(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当
	者を置くこと。
第3章 雑則	第3章 雑則
(第46条省略)	(第46条省略)
附則	附則
(第1項省略)	(第1項省略)
(経過的障害者支援施設の設備)	(経過的障害者支援施設の設備)
2 当分の間、次項第2号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が	2 当分の間、次項第2号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が
定める者に対する生活介護、規則附則第1条の2に規定	定める者に対する生活介護、規則附則第1条の2に規定
する <u>特定旧法受給者</u> に対する就労継続支援A型若しくは	する <u>もの</u> に対する就労継続支援A型若しくは就労継続支

援B型又は同項第7号に規定する厚生労働大臣が定める

者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設(以

下「経過的障害者支援施設」という。) について第10条の

規定を適用する場合においては、就労継続支援A型又は

就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継

続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障

就労継続支援B型又は同項第7号に規定する厚生労働大

臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支

援施設(以下「経過的障害者支援施設」という。)につ

いて第10条の規定を適用する場合においては、就労継続

支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業

室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に

	現 行	改正案
	当たって支障がない場合は、設けないことができる。	がない場合は、設けないことができる。
	(第3項から第23項まで省略)	
	(職場への定着のための <u>支援</u> の実施)	(第3項から第23項まで省略)
24	(本文省略)	(職場への定着のための <u>支援等</u> の実施)
-	(新設)	24 (本文省略)
		25 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労
		継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労
		定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定するに
		定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着
		支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連
	(利用者及び職員以外の者の雇用)	<u>終調整に努めなければならない。</u>
<u>25</u>	(本文省略)	(利用者及び職員以外の者の雇用)
	(経過的障害者支援施設に関する読替え)	<u>26</u> (本文省略)
<u>26</u>	(本文省略)	(経過的障害者支援施設に関する読替え)
	(多目的室の経過措置)	<u>27</u> (本文省略)
<u>27</u>	(本文省略)	(多目的室の経過措置)
	(居室の定員の経過措置)	<u>28</u> (本文省略)
<u>28</u>	(本文省略)	(居室の定員の経過措置)
	(居室面積の経過措置)	<u>29</u> (本文省略)
<u>29</u>	(本文省略)	(居室面積の経過措置)
<u>30</u>	(本文省略)	30 (本文省略)
<u>31</u>	(本文省略)	31 (本文省略)
<u>32</u>	(本文省略)	32 (本文省略)
	(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)	33 (本文省略)
<u>33</u>	(本文省略)	(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)
	(廊下幅の経過措置)	34 (本文省略)
<u>34</u>	(本文省略)	(廊下幅の経過措置)
<u>35</u>	(本文省略)	<u>35</u> (本文省略)
<u>36</u>	(本文省略)	<u>36</u> (本文省略)
	附 則(平成25年3月横浜市条例第24号)	37 (本文省略)
	(本文省略)	附 則(平成25年3月横浜市条例第24号)
	附 則(平成26年2月横浜市条例第9号) 抄	(本文省略)
	(施行期日)	附 則(平成26年2月横浜市条例第9号) 抄

現	改 正 案
(第1項省略)	(施行期日)
(2)7 1   本日間/	(第1項省略)
	附 則(令和3年3月横浜市条例第 号)
	(施行期日)_
	1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
	(虐待の防止のための措置に係る経過措置)
	2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から
	令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後
	の第6条の規定による改正後の横浜市障害者支援施設の
	設備及び運営の基準に関する条例(以下「新障害者支援
	施設基準条例」という。)第3条第3項及び第45条の2
	の規定の適用については、これらの規定中「講じなけれ
	ば」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
	(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
	3 施行日から令和6年3月31日までの間、新障害者支援
	施設基準条例第37条の2の規定の適用については、新障
	害者支援施設基準条例第37条の2第1項中「講じなけれ
	ば」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新障害
	者支援施設基準条例第37条の2第2項中「実施しなけれ
	ば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新障
	害者支援施設基準条例第37条の2第3項中「行う」とあ
	るのは「行うよう努める」とする。
	<u>(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措</u>
	置に係る経過措置)
	4 施行日から令和6年3月31日までの間、新障害者支援
	施設基準条例第39条第2項の規定の適用については、同
	項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努
	めなければ」とする。
	(身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置)
	5 施行日から令和4年3月31日までの間、新障害者支援
	施設基準条例第41条第3項の規定の適用については、同
	<u>項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努</u>
	めなければ」とする。